

第三次
江南市環境基本計画
(案)

令和4年 月

目 次

第1部	計画の基本的事項.....	1
第2部	計画の目指すもの.....	9
第1章	望ましい環境像.....	9
第2章	環境目標.....	11
第3部	環境像の実現に向けて.....	15
第1章	主体別取り組み.....	15
第2章	環境目標の達成に向けた取り組み.....	15
第1節	「地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」を目指して.....	16
第2節	「ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち」を目指して.....	22
第3節	「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して.....	28
第4節	「さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」を目指して.....	43
第4部	計画の推進に向けて.....	50
第1章	みんなの体制づくり及び推進体制の強化.....	50
第1節	推進体制.....	50
第2節	江南市環境審議会.....	50
第3節	重点的取り組みの推進.....	51
第2章	進行管理の手法.....	53
第1節	PDCAサイクル.....	53
第2節	評価方法.....	54

第1部 計画の基本的事項

1. 計画見直しの背景

1.1 環境問題と国の対応

地球規模での人口増加や経済活動の拡大に伴い、資源消費や環境への負荷が増大しており、気候変動問題、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性^{※1}の損失といったさまざまな環境問題が深刻化しています。

わが国でも、気候変動により豪雨等が頻発し、世界各地では記録的な熱波や寒波、大雨等の深刻な気象災害により多くの生き物の命が失われるなど、甚大な被害が生じています。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスについては、平成27年の気候変動枠組条約^{※2}第21回締約国会議（以下、「COP21」という。）において、すべての国が削減に努める「パリ協定」を採択し、わが国は、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減するとの目標を提示しました。また、温室効果ガスの排出削減による緩和策だけでなく、気候変動に適應するため、平成30年12月には「気候変動適応法^{※3}」を施行し、多様な関係者が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

パリ協定が令和2年から本格運用を開始した中で、令和2年10月にわが国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラル^{※4}を目指すことを宣言しました。それに伴い、令和2年12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定とともに、国・地方脱炭素実現会議が開催され、脱炭素社会実現に向けたロードマップ作り等の検討が始まりました。

生物の保全や生物資源の持続可能な利用に対しては、わが国は、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020^{※5}」を策定し、取り組みを進めてきました。令和3年2月に取り組みの実施状況について最終評価を行った「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」を公表し、次期生物多様性国家戦略に向けた検討がなされています。

これらの問題に対し、世界の多くの国や地方、その他さまざまな主体が、積極的な取り組みを行うようになっています。環境は、経済社会の持続的発展の基盤となるものであり、さまざまな環境問題は、安定的な経済社会活動や時にはその存続すらも脅かす重要な課題となっています。

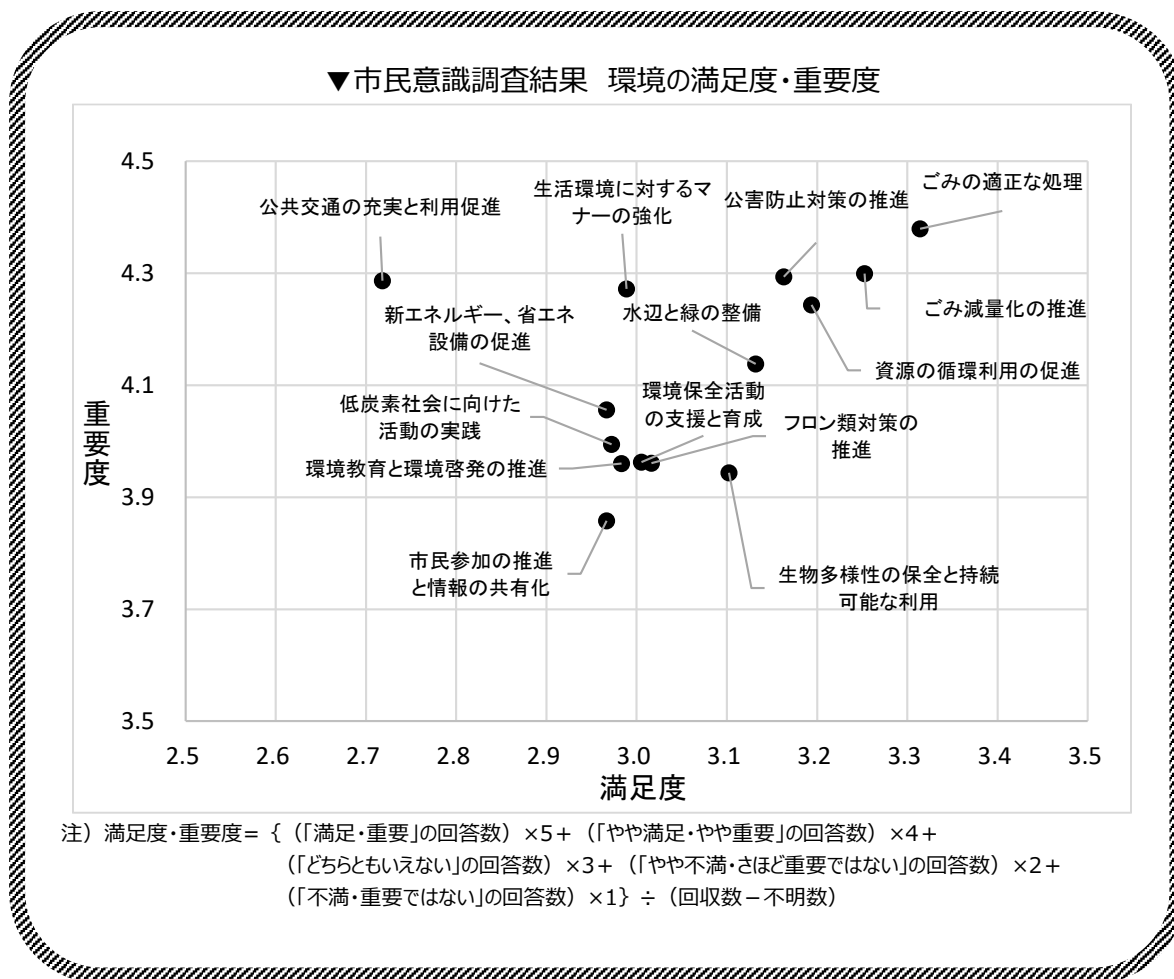
わが国では、現在、第五次環境基本計画（平成30年閣議決定）に基づき、環境施策が進められています。新たにSDGs^{※6}の考え方や連携させながら、環境・経済・社会の統合的向上を目指しています。

- ※1 すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルがある。
- ※2 正式名称を「気候変動に関する国際連合枠組条約」といい、1992年に採択された。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする。
- ※3 国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して気候変動適応策を推進するための法律。
- ※4 地球温暖化の原因となる二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
- ※5 生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。
- ※6 平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

1.2 江南市における環境問題への評価

「改訂版第二次江南市環境基本計画」（以下、「改訂前計画」という。）は、快適で住みやすい都市環境の形成と環境への負荷の低減を目指して、実現すべき環境の姿を市民、事業者、市のすべての人が協力して行う取り組みを示すために、平成 29 年 3 月に策定されました。

計画策定後、江南市環境審議会との協力のもとに、毎年、指標の評価・公表を行ってきましたが、目標達成が困難な指標も残っています。また、令和 3 年度に実施した市民意識調査結果において、江南市の環境について重要度と満足度を見ると、重要度は「重要」あるいは「やや重要」としているにもかかわらず、満足度は「どちらともいえない」という項目が多くあります（下図参照）。



市民意識調査結果によると、「ごみに関する取組」や「公害防止対策の推進」等に関する項目は、重要度、満足度ともに高く、市民の関心と施策が合っているといえます。しかし、「生活環境」や「公共交通」、「地球温暖化」、「環境教育」等に関する項目の重要度は高いものの、満足度はあまり高くなく、今後も対策を進める必要があります。

1.3 江南市における環境基本計画改訂の必要性

江南市（以下、「本市」という。）ではこれまで、ごみ減量「57運動^{※1}」によるごみの減量と資源の循環利用などの取り組みによる1人当たりのごみ排出量の減少などで一定の効果上げてきました。一方で、公害に関して、大気質や水質では経年的に環境基準に適合していない地点、項目が残されているように、達成できていない目標もあります。

また、わが国では、近年の地球規模の環境問題として、地球温暖化の影響の一つに、気候変動問題があげられます。各地で発生している豪雨災害が今後も増えていくことが予想されることから、それらの対策が急がれています。地球温暖化の影響を可能な限り低減するため、温室効果ガス排出量の削減を進めて地球の平均気温の上昇を抑えるとともに、急激に温暖化が進む気候に暮らしを合わせる必要があります。平成30年には気候変動適応法が制定されるなど、気候変動対策には、緩和策のみならず、適応策に関しても地方公共団体の取り組みの強化が求められています。

生物多様性の問題に関しては、愛知県では平成22年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10^{※2}）から10年を経た状況を総括し、2030年度までに取り組む生物多様性保全の施策の方向性を示す「あいち生物多様性戦略 2030^{※3}」が策定されました。生物多様性の保全は、自然環境保全にとどまらず、生物資源の持続可能な利用という観点から総合的に取り組んでいく必要があります。

このような状況の中、本市では令和3年度に実施した市民意識調査でも示されるように、地球温暖化や災害防止対策に関する項目の重要度は高いものの、満足度はあまり高くなく、今後も対策を進める必要があります。

さらに、環境行政を取り巻く状況も変化しています。環境、経済、社会の一体化が強まる中で、SDGsの考え方にに基づき、総合的な視野から環境課題を解決していく姿勢が求められています。

また、これらの環境課題を解決していく上で、市民一人ひとりの日常生活の見直しが必要です。より良い環境づくりには市民一人ひとりの行動が大きな要因であることから、より一層の見直しが必要といえます。

前計画は令和3年度に目標年度を迎えることから、環境の現況及び前計画の進捗状況を把握するとともに、市民一人ひとりの力の大きさに注目し、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応した計画の見直しが必要となりました。

- ※1 焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9年度からスタートした運動で、平成8年度の市民1人1日当たりの焼却場で処理するごみの量の10%（概ね57g）の減量の目的と、江南市という名前にちなんでいる。
- ※2 生物多様性を保全し、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を目的として1992年に採択された「生物の多様性に関する条約」の第10回締約国会議のこと。
- ※3 2010年に愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）から10年を経た愛知県の状況を総括し、SDGsに合致した生物多様性保全の取組指針として策定するもの。

2. 計画の役割

「第三次江南市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、江南市市民自治によるまちづくり基本条例の基本的な理念とルールに基づき、第6次江南市総合計画（平成30年度策定）の本市が目指すべき都市のすがたを環境面から支援するとともに、設定した将来の望ましい環境像を実現するために、市民、事業者、市が協力して取り組む内容を示すものです。

計画の役割を以下に示します。

(1) 目指す方向や、目標の明確化を図る役割

本市が目指すべき環境像、環境目標、基本的取り組みが明らかにされるとともに、向かうべき方向についての市民、事業者、市の共通認識が得られます。

(2) 市民、事業者、市の各主体の取り組みを示す役割

市民、事業者、市の各主体の役割を明らかにし、それぞれの特性を生かした取り組みや、三者が協力して効率よく進めることのできる取り組みを示します。

(3) 関連施策の総合化・体系化を進めるとともに関連主体との合意形成を推進する役割

本計画の策定によって、市は江南市総合計画に基づいた施策の推進にあたって、統一した方針で環境への配慮を補うことができます。さらに、環境面における諸施策の調整の場を確保することにより、環境に関わる諸施策の総合化、体系化が図られます。また、計画推進のため、市民、事業者、市の三者の連携を定めており、各主体を構成するさまざまな立場の人の参加・協力により、取り組みの立案・調整に向けて合意形成を進めます。

3. 計画の目標年度

本計画の

開始年度は令和4年度とし、目標年度は令和13年度とします

4. 計画の位置づけ

本計画は、江南市環境基本条例に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な計画であり、市の施策や市民、事業者に求められる行動を環境面から横断的にとらえた総合的な計画として、本市の環境保全に関する取り組みの基本的な方向を示します。

さらに本計画は、より良い環境づくりのために、市民、事業者、市が公平かつ適正な役割分担のもとに連携・協力するうえでの指針を示すものです。

なお、第3部第2章第3節1.「脱炭素社会に向けた活動の実践」及び2.「再生可能エネルギーの普及促進」は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の地方公共団体実行計画（区域施策編）に、第3部第2章第3節3.「気候変動の影響に対する適応策推進」は、気候変動適応法第12条の地域気候変動適応計画に、第3部第2章第4節4.「生物多様性の保全と持続可能な利用」は、生物多様性基本法第13条第2項の生物多様性地域戦略に該当します。

5. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、私たちの生活が地球の恩恵を受けて成り立っていることから、流域あるいは広域的に対応することが望ましい事項については、周辺地域や地球全体も視野に入れた計画とします。

6. 計画の対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、改訂前計画や社会情勢、本市の現状を踏まえ、「地域環境」「資源循環」「地球環境」とします。それぞれの環境は独立したものではなく、お互いに関連しあうものです。また、環境の領域のなかで自然環境の領域は、市内にまとまった山林が少ないことから、「地域環境」の領域に含めて取り扱うこととします。

なお、環境保全に取り組む人づくりに関することは、「環境づくり」として扱います。

1 快適性、安全性、暮らしやすさ、うるおいなどの**地域環境**

生活マナーの向上、公害の防止、環境リスクの低減、水辺の保全、緑化など、都市生活における快適で安全な暮らしに関することを扱います。

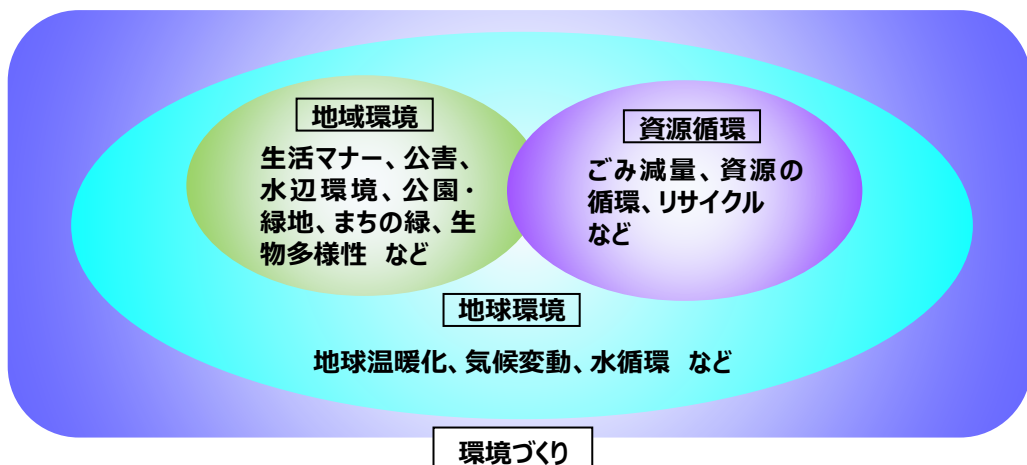
2 市民の暮らしに関わる**資源循環**

持続可能な社会の発展に向けて、ごみ減量、循環型社会の形成などに関することを扱います。

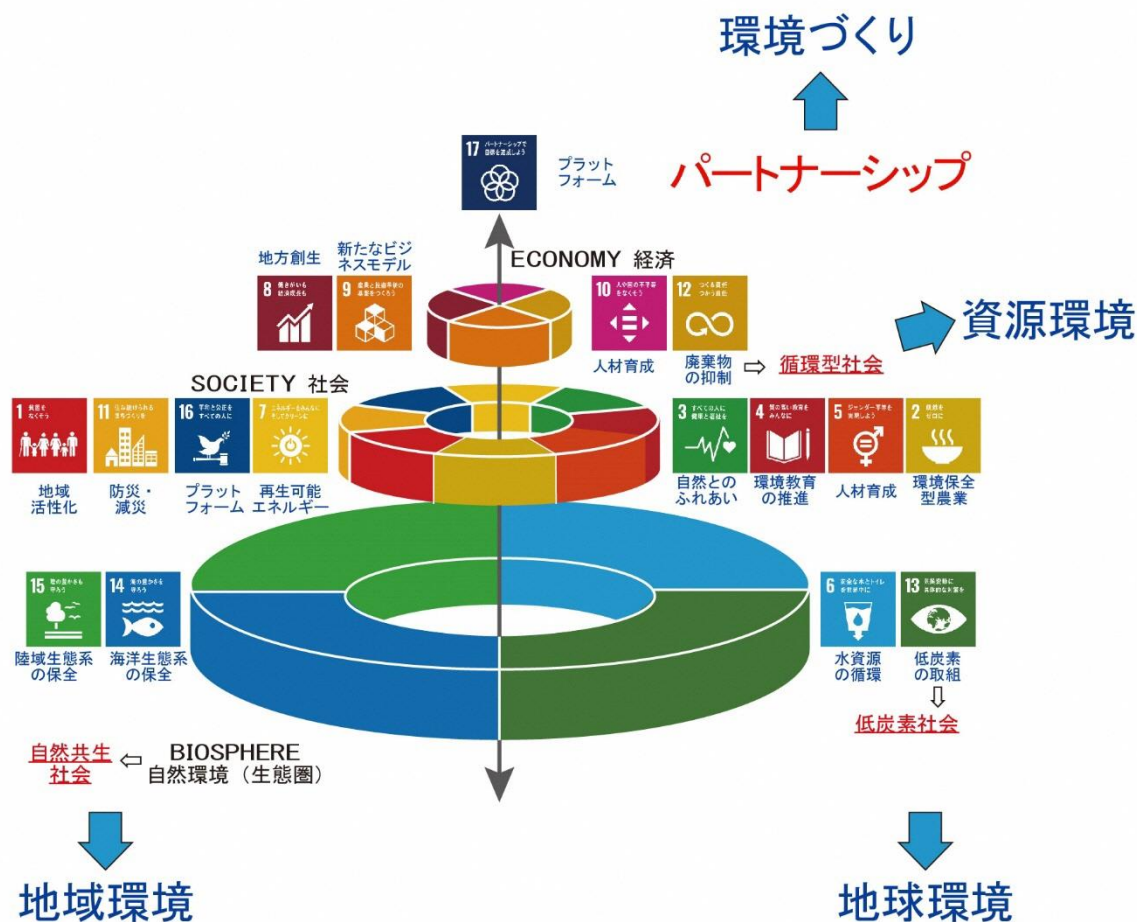
3 地球規模で影響の現れる**地球環境**

市域における活動が地球規模で影響の現れる地球温暖化、気候変動などの問題やこれらの防止に関する市域を越えた国際的な取り組みを扱います。

▼ 第三次江南市環境基本計画の対象とする環境



7. 計画と SDGs の関連性



資料：「森里川海からはじめる地域づくりー地域循環共生圏構築の手引きーVer.2.0」(環境省)
 スtockホルム・レジデンス・センターの図に環境省が追記

上記の図は、ストックホルム・レジデンス・センターが作成した、SDGs ウエディングケーキモデルであり、17 のゴールを「経済 (ECONOMY)」、「社会 (SOCIETY)」、「自然環境 (生態圏) (BIOSPHERE)」の三つの層に分類し、「経済」、「社会」、「環境」の三側面がお互いに関連し合いパートナーシップのような助け合いができていくことを表現しています。土台となっているのは「自然環境 (生態圏)」で、その上に「社会」があり、さらにその上には「経済」が乗る形となっているため、「経済」は「社会」に、「社会」は「環境」に支えられていることを表し、一番下で全体を支える役割を担う「環境」の持続可能性がなければ、「社会」や「経済」の持続的な発展は成り立たないことを示しています。また、環境省では、このモデルに「自然共生社会^{※1}」、「低炭素社会^{※2}」、「循環型社会^{※3}」というワードを追加し、今までの環境施策との関わりを示しています。

このことから、このモデルの考え方は、本市の環境の範囲である「地域環境」「資源循環」「地球環境」「環境づくり」と重なる部分が多いため、本計画では、新たに SDGs の考え方と関連させながら推進します。

- ※1 生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。
- ※2 化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。
- ※3 資源採取、生産、流通、消費、廃棄等の社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用等の取組により、新たに採取する資源をできるだけ少くなくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

▼SDGs（持続可能な開発目標）とは

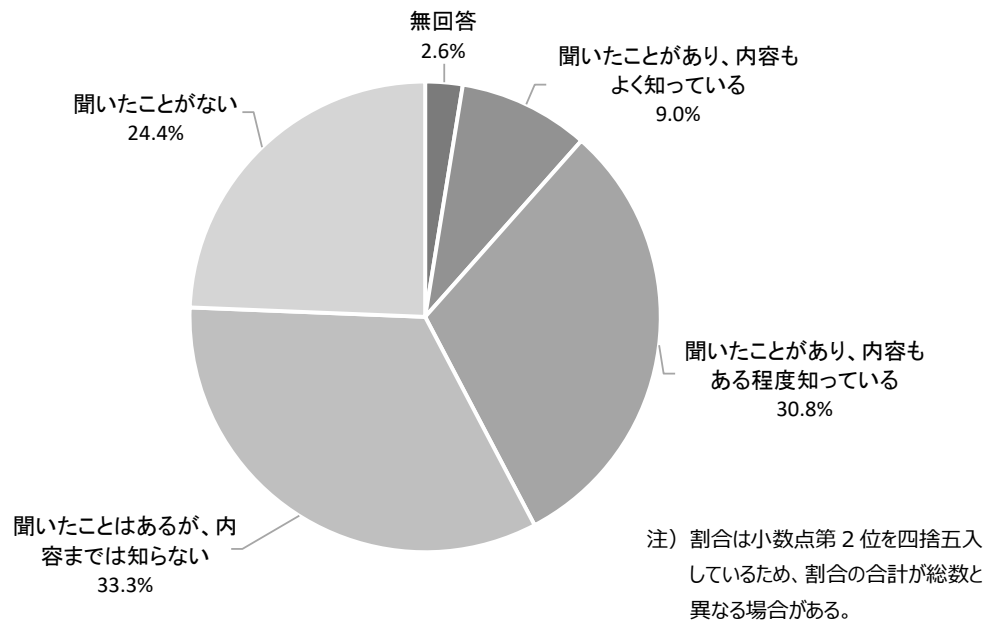
- ・平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
- ・17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。
- ・SDGs の目標とターゲットはお互いにつながり分けられないものであり、持続可能な開発の 3 つの側面、「経済」、「社会」、「環境」のバランスを保つものです。
- ・発展途上国のみならず、先進国を含む全ての国に目標が適用されます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



参考：「我々の世界を変革する 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」
「首相官邸 SDGs 推進本部ホームページ」

▼市民意識調査結果 SDGs の認知度について



- ・「聞いたことがあり、内容もよく知っている」、「聞いたことがあり、内容もある程度知っている」と答えた人は、全体の 39.8%、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」、「聞いたことがない」と答えた人は全体の 57.7%を占めています。

8. 推進主体及びその役割

私たちの日常の行動すべてが、環境に影響を及ぼしていることを十分に認識し、環境への負荷の少ない、持続的に発展できる社会の形成に向けて、不断の努力を重ねていくことが大切です。そこで本計画の推進主体は、改訂前計画に引き続き、江南市環境基本条例の基本理念に規定する市民、事業者、市と定め、各主体がそれぞれの役割を認識し、一体となって、良好な環境の保全と創造に努めるものとします。

9. 計画の構成

第1部 計画の基本的事項

本計画の基本的な事項を示します。

- ・計画見直しの背景
- ・計画の役割
- ・計画の目標年度
- ・計画の位置づけ
- ・計画の対象地域
- ・計画の対象とする環境の範囲
- ・計画とSDGsの関連性
- ・推進主体及びその役割
- ・計画の構成

第2部 計画の目指すもの

【望ましい環境像】

本計画の最終的な目標で、令和13年度において実現している本市の環境の状況を示します。本計画に示すすべての取り組みや環境への配慮事項は、望ましい環境像の実現に向けて進めるものです。

【環境目標】

最終的な目標である「望ましい環境像」を以下の4つの範囲ごとにかみ砕いたものです。取り組みや環境への配慮事項は、この環境目標ごとに整理しています。

- ・環境づくり
- ・地域環境
- ・資源循環
- ・地球環境

第3部 環境像の実現に向けて

環境像の実現に向けて必要な取り組みを示します。

- ・主体別取り組み
- ・環境目標の達成に向けた取り組み

第4部 計画の推進に向けて

本計画の推進に必要な事項を示します。

- ・みんなの体制づくり及び推進体制の強化
- ・進行管理の手法

第2部 計画の目指すもの

第1章 望ましい環境像

みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市

本計画の上位計画である江南市総合計画では、本市が目指す都市の将来像を、「地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市」と掲げ、社会経済情勢の変化に対応し、地域の魅力を高め、本市が持続的に発展していくための都市構造の実現を市民と行政が協働で目指すための計画が進められています。

平成 24 年 3 月に策定した「第二次江南市環境基本計画」以降、「みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市」を望ましい環境像とし、一人ひとりが地域の主役となって、快適な生活環境都市をつくり上げることを目指してきました。

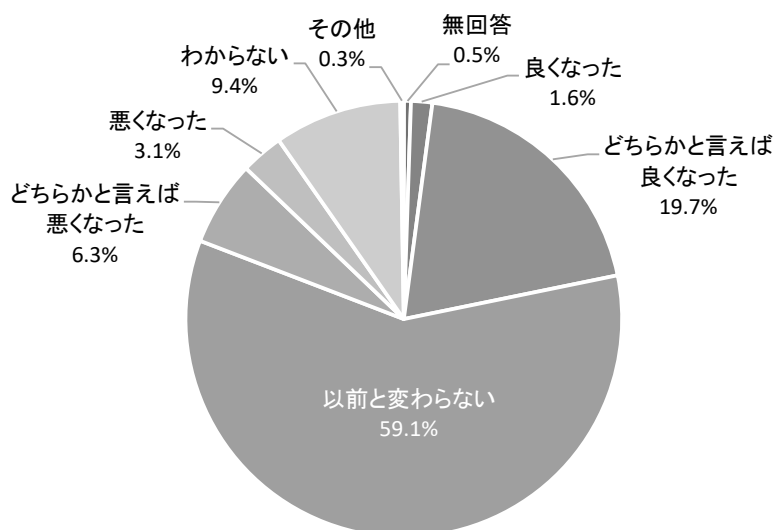
市民意識調査では、現在の市の環境を 5 年前に比べると、「良くなった」、「どちらかと言えば良くなった」の合計は 21.3%であり、「以前と変わらない」が 59.1%で最も多くなっていました。一方、「悪くなった」、「どちらかと言えば悪くなった」の合計は 9.4%であり、江南市の環境は悪くなっていると感じる市民の割合は少ないものの、現在の環境については、改善していく必要があることが伺えます。

ベッドタウンとして発展してきた本市において、市民の関心は、身近な生活空間が安心して快適に過ごすことができ、かつ安全に暮らすことができることに向いていると考えられます。市民による現状の評価は高くはありませんでしたが、市内で大きな環境問題は発生していないことから、市民、事業者がマナーに気をつければ、快適な生活環境都市へ一歩ずつ近づいていくことができます。また、その快適な環境を持続するには、地球温暖化のような大きな問題に対しても、一人ひとりが小さな努力を積み重ねていく必要があります。加えて、温暖化による急激な気候変動へ対応することが求められる中、今日の世代が快適さを求めるあまり、将来の世代の環境を損なってしまうことがないよう、持続可能なしくみでなければなりません。

また、持続可能な社会に向けた新たな道筋として掲げられた SDGs の考えを活用し、本市として、持続可能で快適な生活環境都市の実現に向けて取り組んでいく姿勢に変わりはありません。

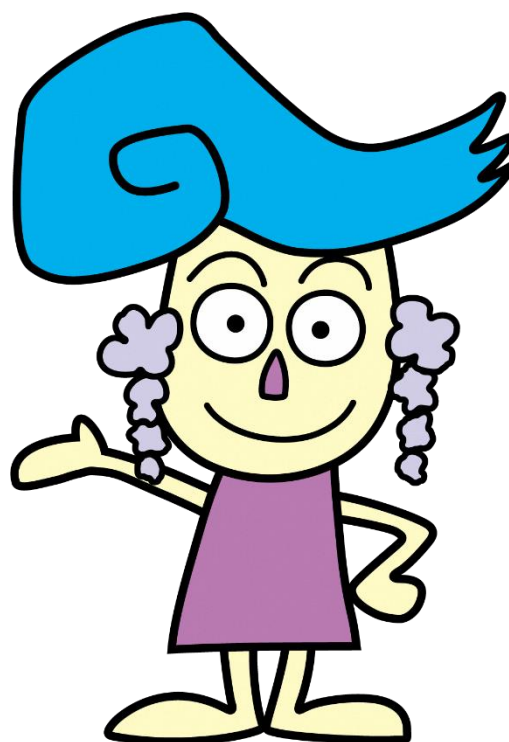
本計画を実現するには、私たち一人ひとりの力が重要です。そこで、望ましい環境像を引き続き、「みんなで作る持続可能で快適な生活環境都市」とし、一人ひとりが地域の主役となって、快適な生活環境都市をつくり上げることを目指します。

▼市民意識調査結果 本市の環境について（5年前との比較）



現在の市の環境を5年前と比べると、「以前と変わらない」という回答が最も多くなっています。次いで「どちらかと言えば良かった」となっており、「良くなった」と合わせても、「以前と変わらない」が最も多い回答です。

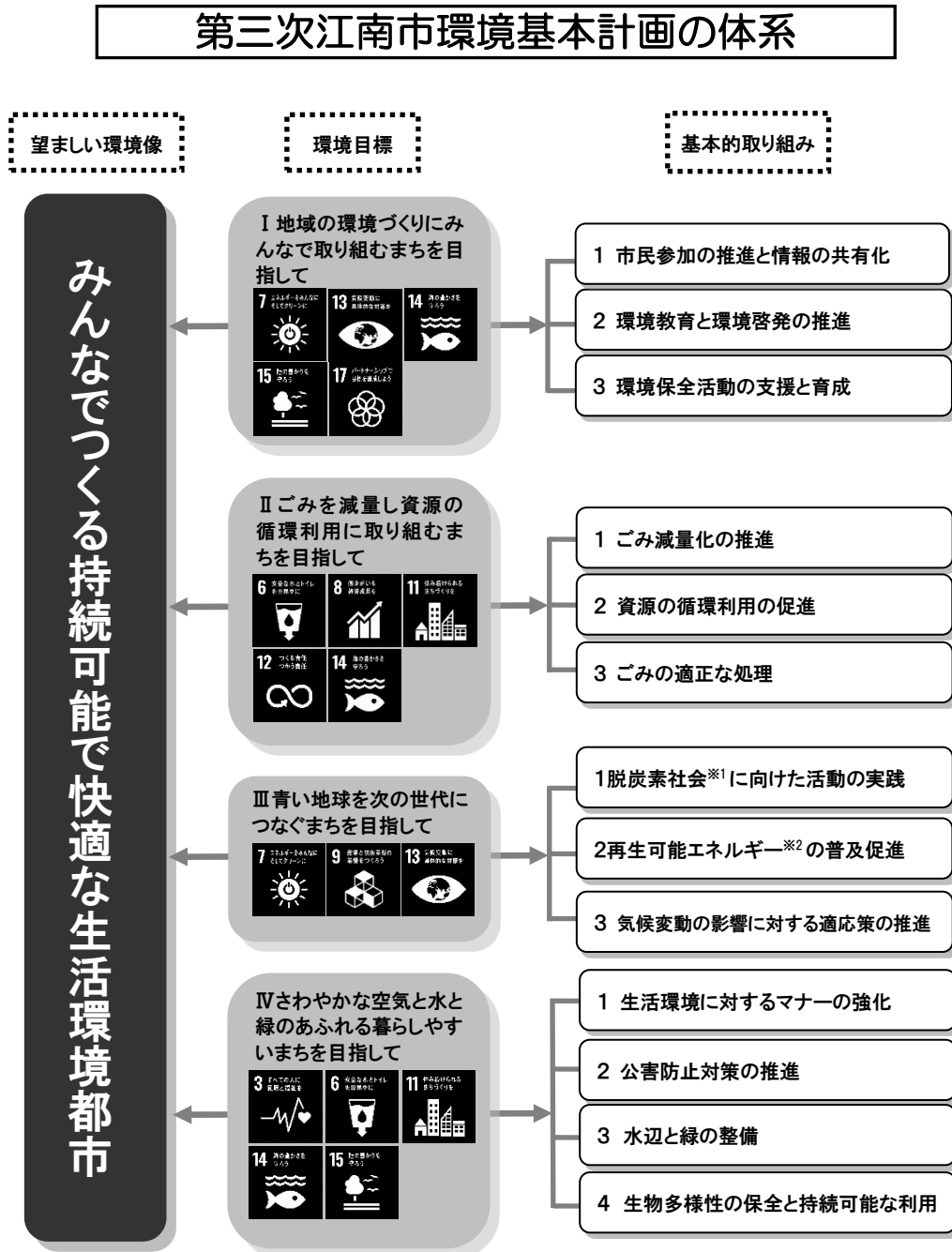
「（どちらかと言えば）悪くなった」は「（どちらかと言えば）良くなった」と比べると、小さい割合となっています。



第2章 環境目標

望ましい環境像である「みんなでつくる持続可能で快適な生活環境都市」を実現するために、以下の4つの環境目標を設定しました。さらに、環境目標の達成に向け、13個の基本的な取り組みをあげています。

本計画はSDGsの考え方と関連させながら望ましい環境像を目指すため、それぞれの環境目標を達成するうえで関連性が強い「SDGsの目標」を示しています。



※1 地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出をゼロにすることを実現した社会のこと。二酸化炭素の排出を低く抑える「低炭素社会」が主流だったが、パリ協定をきっかけに現在は「脱炭素社会」を目指している。

※2 自然環境で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な、枯渇しないエネルギー資源のこと。水力、バイオマス、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力などがある。

1. 地域の環境づくりにみんなで取り組むまちを目指して

地域の環境づくりには、市民、事業者、市の日常的な取り組みの積み重ねが重要です。市民意識調査によると、「環境学習の場や情報の多さ」の重要度は、決して高くはなく、満足度も低い結果でした。

SDGs の認知度について、「聞いたことがある」と回答した市民は 73.1%を占めていました。一方、事業所意識調査では、「持続可能な開発目標に関する取組」を「実施している」、「今後、実施していく予定である」との回答は 21.2%でした。市民の環境保全に関わる意識が高まっているとともに、事業者及び市による環境保全活動の推進が求められていることから、市民、事業者、市それぞれが各自の意識を高め、役割・立場において、自主的に実行する必要があります。

そこで、計画で最も重要なこととして、人を対象とした基本目標を定め、地域の環境づくりをみんなが自主的に取り組んでいくまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして、次の基本的な取り組みをあげます。

- 1.市民参加の推進と情報の共有化
- 2.環境教育と環境啓発の推進
- 3.環境保全活動の支援と育成



2. ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまちを目指して

各種リサイクル法が制定され、回収・リサイクルの体制が構築されたことや、ごみ減量「^{コウナン}57運動」により、本市におけるごみの排出量は減少していましたが、近年はほぼ横ばいで推移しており、ごみ減量が大切な課題であることに変わりありません。

新ごみ処理施設建設事業を進めていますが、新施設の完成までは、老朽化した江南丹羽環境管理組合（環境美化センター）の焼却施設を使うこととなります。また、最終処分場の確保は、全国的に困難な状況にあることから、現在の最終処分場をできる限り長い期間使うことが求められます。

このため、引き続きごみの排出を抑制することに加え、徹底的に資源を分別・回収・利用し、ごみとして処理される量を減らさなくてはなりません。また、企業には、資源の有効利用を考慮した製品・サービスを開発・提供することが求められています。

そこで、基本目標の 2 つ目に循環型社会の構築に関することを定め、市民、事業者、市が一体となって、ごみの減量化、資源の循環利用に取り組むまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして、次の基本的な取り組みをあげます。

- 1.ごみ減量化の推進
- 2.資源の循環利用の促進
- 3.ごみの適正な処理



3. 青い地球を次の世代につなぐまちを目指して

わが国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年までに平成 25（2013）年から 26%削減するという中期目標が定められ、令和 2 年 10 月には 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言したことから、温室効果ガスの削減に向けた取り組みがより一層強化されると考えられます。

本市でも、引き続き温室効果ガスの排出削減に向けて一人ひとりの行動を見直し、青い地球を守るため脱炭素社会の構築を目指す必要があります。また、豪雨や記録的な猛暑等といった気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対し、被害を回避・軽減する「適応策」の取り組みを進める必要性が高まっています。

そこで、基本目標の 3 つ目に、地球温暖化を始めとする地球環境問題や気候変動への適応対策に関することを定め、一人ひとりが日常の行動を見直し、また、その思いをつないで、青い地球を守るまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして、次の基本的な取り組みをあげます。

1. 脱炭素社会に向けた活動の実践
2. 再生可能エネルギー設備の普及促進
3. 気候変動の影響に対する適応策の推進



4. さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまちを目指して

今日、私たちの日常生活や事業活動は、少なからず環境へ負荷を与えており、それがごみ問題や身近な公害となっています。市民意識調査によると、環境に対する満足度及び重要度では日常のマナーに係る項目の重要度が高いものの、満足度は低い結果でした。

市役所へ寄せられる苦情を見ると、今や事業者対市民の公害問題ではなく、市民対市民の生活環境問題が中心であることから、日常のささいな行動が思いがけず生活環境の悪化を招くおそれがあることを自覚し、行動を見直す必要があります。また、水辺や緑といった自然環境や生物多様性に対する市民の意識が高まっている一方で、そういった環境の保全や維持、創出していくための取り組みを進めることが必要です。

そこで、基本目標の 4 つ目に、私たちの暮らすまちを快適に保つことを定め、汚れのないさわやかな空気、水、そしてあちらこちらに緑がある快適なまちを目指します。

この環境目標の達成に必要なこととして、次の基本的な取り組みをあげます。

1. 生活環境に対するマナーの強化
2. 公害防止対策の推進
3. 水辺と緑の整備
4. 生物多様性の保全と持続可能な利用

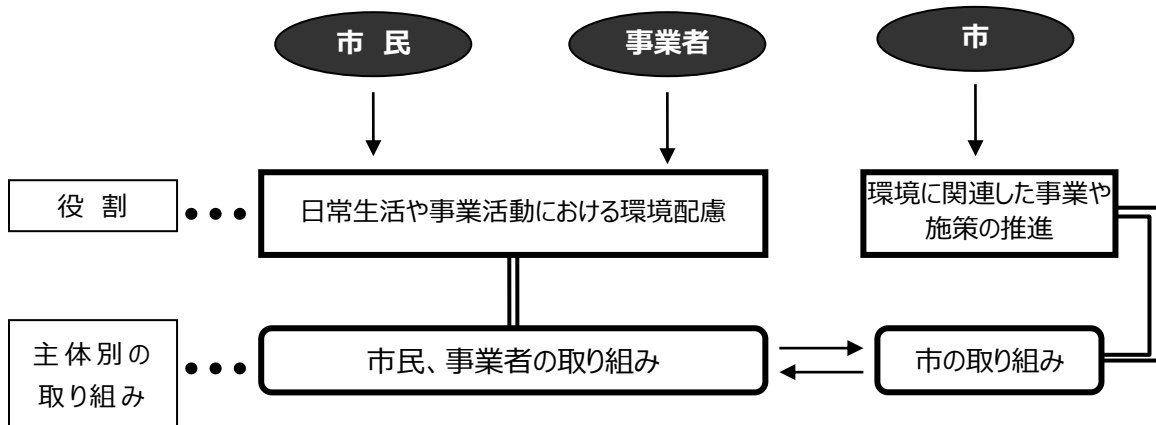




第3部 環境像の実現に向けて

第1章 主体別取り組み

環境目標の達成に向けて、基本的取り組みごとに取り組みの方針を示すとともに、主体別の取り組みを示します。



第2章 環境目標の達成に向けた取り組み

次ページ以降に、主体別の取り組みに加えて、現状と課題、市民、事業者、市の取り組みの進捗状況を把握しやすくするための指標と現状値（R2）及び5年後（R8）、10年後（R13）の目標値を示します。なお、新型コロナウイルス感染症^{※1}拡大により影響を受けているものについては、令和元（R1）年度の値を記載しています。

※1 令和元（2019）年12月に中国武漢市で感染者が報告されてから、わずか数カ月ほどの間に世界的な流行となり、翌年3月11日に世界保健機関（WHO）がパンデミックとの認識を示した。感染を予防するため、手洗いなどの基本的感染対策や不要不急の外出の自粛、密閉空間・密集場所・密接場面（3密）を避けることが重要とされた。新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、テレワークやウェブ会議など、新しいライフスタイルへの転換が推進されている。

第1節 「地域の環境づくりにみんなで取り組むまち」を目指して

1. 市民参加の推進と情報の共有化



1.1 現状と課題

- ・これまでの環境保全対策は、地域全体で取り組むというよりも、市が主体となって規制などによって実施することが多く見られました。
- ・近年では、自動車の排出ガスによる大気汚染、化石燃料の使用による地球温暖化、生活排水による水質汚濁など、誰もが環境問題の要因に関わる可能性があることから、多くの市民や事業者の積極的な参加がなければ環境問題の解決は難しい時代となってきています。
- ・不法投棄や大量消費から生じるごみ問題、自然保護など、環境問題は多岐にわたりますが、どのような問題でも解決するためには、草の根的な活動を継続することが大切であり、市民や事業者が環境保全活動に参加することは、環境を通じた対話、交流を行うための第一歩といえます。
- ・現在、市内では、区・町内会などで清掃活動が行われているほか、ごみ減量活動を行っている団体もあり、今後もこのような活動が、より一層活発に行われることが期待されます。

1.2 目標と指標

目 標	市民一人ひとりが環境保全に取り組みます
-----	---------------------

環境保全活動が市域全体に根付き自主的に進むよう、市民・市民団体や事業者と協力して環境保全活動を進めるとともに、自主的な活動を行う団体への支援などに努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
環境保全関係のNPO、ボランティア、アダプト団体数 ^{※1}	68 団体	68 団体	68 団体	環境保全関係の団体数が多くなるほど、活動が活発で多様になっていることを示します
環境に関するイベントの参加者数	10 人 (R1 197 人)	260 人	260 人	環境に関するイベントの参加者数が多くなるほど、環境保全に取り組む市民が多くなっていることを示します

1.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会やパブリックコメントなど市民が参加できる制度を活用し、地域住民・事業者・市が連携した取り組みに参加します。 ○市内環境や環境問題、市民活動に関する情報の収集に努め、イベントに積極的に参加します。 ○NPOやボランティア団体などの各種環境団体間の交流を深めます。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会やパブリックコメントなど事業者が参加できる制度を活用し、地域住民・事業者・市が連携した取り組みに参加します。 ○市内環境や環境問題、市民活動に関する情報の収集に努め、イベントに積極的に参加します。 ○事業所間の交流の実施や環境保全上の情報を積極的に公表し、情報を収集しやすくします。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○審議会やパブリックコメントなど市民・事業者が参加できる制度を形成し、地域住民・事業者・市が連携した取り組みや協力体制を推進するとともに、これらの拡充に努めます。 ○市内環境や環境問題、環境保全活動に関する情報の収集、提供及び啓発に努めます。 ○団体の活動報告の機会の提供や、情報共有のためイベントを開催します。

※1 アダプトは英語で「養子縁組をする」という意味。公共の場所を養子にみたくて、愛情をもって定期的に除草などの清掃活動を行う団体のこと。

▼江南市の環境に関するイベント

令和元年12月に、こうなんエコチャレンジ推進協議会主催のストップ温暖化キャンペーン「みんなで楽しくエコチャレンジ～学ぼう 地球温暖化防止～」を初めて開催しました。

地球温暖化防止に関する展示やクイズ、手回し発電機を体験し電気の仕組みを知ってもらうなど、楽しみながら地球温暖化対策について学べるイベントです。

【アピタ江南西店にて開催したストップ温暖化キャンペーンの様子】
(展示)



(手回し発電機)



▼こうなんエコチャレンジ推進協議会

愛知県の地球温暖化防止の県民運動『あいちエコチャレンジ 2.1※』をうけ、平成20(2008)年3月に市内の環境に関する団体が集まり結成しました。

現在では、環境学習アドバイザー及び環境登録団体(NPO・ボランティアガイド登録団体)、愛知県地球温暖化防止活動推進員などが集まる協議会となっており、それぞれが行っている環境保全活動の情報交換や、連携して環境保全に関する啓発やイベント開催などを行っています。

※現在は『あいち COOL CHOICE』に名称を変更しています。

2. 環境教育と環境啓発の推進



2.1 現状と課題

- ・環境問題に市全体で取り組んでいくためには、市民一人ひとりが環境についての興味や知識を持つことが大切です。
- ・市内で環境問題に関して活躍している方々を講師として迎え、学校や講座などを通じて環境教育に協力していただいています。特に、将来を担う子供たちへの環境学習は、保育園から中学校まで幅広い年齢層にわたっており、充実したものとなっています。
- ・現在、広報や市のホームページなどで情報提供、啓発を行っていますが、現状、環境教育・環境学習に参加したことがないという人もいることから、本計画の推進にあたっては、引き続き積極的に環境教育・環境学習を進めるとともに、家族やその周囲の方々にも伝えていただけるような内容の発信に努める必要があります。
- ・環境教育・情報に関しては、市民の満足度はやや低く、一般的な情報のほかにも、市の取り組みの現状などを誰にでも分かりやすく提供する必要があります。

2.2 目標と指標

目 標	市民がお互いに学び合う体制をつくります
------------	----------------------------

環境に関する情報提供のより一層の充実、市民が気軽に学ぶことのできる機会や場所の提供などを行うことにより、環境意識の高揚に努めます。また、情報提供する際には、環境保全活動を行う団体との協力を努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
環境学習会の参加者数	50人 (R1 235人)	250人	250人	市が開催する環境学習会への参加者数が増えるほど、市民の環境学習への意欲が高まったことを示します
環境学習アドバイザー※1による環境学習講座の延べ参加者数	延べ参加者数 1,242人 (R1 3,056人)	3,000人	3,000人	環境学習アドバイザー養成講座の参加者数が増えるほど、環境教育への関心が高まったことを示します

2.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○生物調査等の環境に関する講座に積極的に参加します。 ○人材登録制度の活用や環境学習に関する環境教育活動に協力します。 ○環境問題について情報を収集し、家庭で話し合いを行うなど関心を高めます。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○生物調査等の環境に関する講座に積極的に参加します。 ○環境保全に関する人材を育成し、社内の環境対策を進めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園や小学校で学外講師を活用します。 ○小中学生を対象とした環境学習会を開催します。 ○環境教育の情報提供に努めます。 ○職員对环境に対する自己啓発を含めた研修、講座を受講します。

※1 環境カウンセラーや市内のボランティア団体の会員などから、環境保全、生活環境、自然環境、生物多様性など環境に関する学習プログラムを行う能力がある者を市長が委嘱するもの。

▼環境学習会

本市では、市内の子供達に向けて自然を大切に思える「人づくり」と生物多様性の保全に繋がる「緑づくり」を進めるため、自然観察、生物観察、外来生物の採取、植栽など様々なテーマで環境学習会を主催しています。



(五条川生物調査及び多自然化作業)
五条川に岸边をつくり、植栽を行います。



(かぶとむし幼虫教室)
江南団地のコンポストにて、かぶとむしの幼虫の観察を行っています。

3. 環境保全活動の支援と育成



3.1 現状と課題

- ・環境保全活動には、一人ひとりの日常的な行動も大切ですが、団体などで行うことで一層の効果が得られる場合があります。
- ・本市でも、環境保全やごみ減量に関するNPOやボランティア団体を中心に、さまざまな団体が地域環境を良くするために活動しています。
- ・事業者には、企業の社会的責任（CSR）の一つとして、地域社会に貢献することが求められています。
- ・平成 20 年度から各種団体や市民の自主的かつ自発的な市民活動の場として「市民・協働ステーション」が整備され、多くの皆さまに活用をいただいています。

3.2 目標と指標

目 標	市民、事業者の環境活動を活発にします
------------	--------------------

現状の団体の活動を支援するとともに、新たな団体の育成を推進し、市民、事業者の情報交換と活動の支援に努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
ボランティア分別指導員養成講座※1の参加者数	12人 (R1 45人)	50人	50人	分別指導員養成講座の参加者数が多くなるほど、ごみ分別への関心が高くなったことを示します
環境学習アドバイザー養成講座の参加者数	5人 (R1 2人)	3人	3人	環境学習アドバイザー養成講座の参加者数が多くなるほど、環境教育への関心が高くなったことを示します

3.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習アドバイザーやボランティア分別指導員養成講座等に積極的に参加します。 ○保育園・学校の環境保全活動へ協力をします。 ○清掃活動等の環境保全活動の機会を積極的に利用します。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○講習会や環境保全活動に積極的に参加し、人材の育成に努めます。 ○周辺環境に配慮しながら事業活動を行い、地域の環境保全活動に参加します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習アドバイザーやボランティア分別指導員養成講座に関する取り組みを推進します。 ○保育園・学校の環境保全活動への協力の要請及び活動の場を提供します。 ○環境保全活動に関する情報提供及び普及・啓発を行い、活動に取り組む人材の育成を推進します。 ○環境保全やリサイクル意識を形成するため、子どもたちが参加できる取り組みを広く実施します。

※1 市民参加によりごみ減量運動「57 運動」を推進するため、市民の方を対象にしたボランティア分別指導員を養成する講座を開設している。

▼環境学習アドバイザー

本市では、平成 25（2013）年度から環境学習アドバイザーの派遣制度を開始しました。環境学習アドバイザーとは、市長が委嘱した環境保全に関する環境学習プログラムを行う講師です。申込のあった市内の団体等が主催する概ね 10 名以上の参加者の環境学習講座や自然観察会等に派遣され、環境学習プログラムを実施しています。

また、平成 30（2018）年度からは環境学習アドバイザー養成講座を開始し、環境保全活動に興味ある方に受講いただき、新たなエコ人材の発掘に努めています。

▼環境学習アドバイザー派遣の様子



プログラム「道路に落ちている このごみ（プラスチック）どこいくの」



プログラム「廃プラスチックを使って万華鏡づくり」

第2節 「ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまち」を目指して

1. ごみ減量化の推進



1.1 現状と課題

- 本市では、ごみ減量「57運動」^{コウナン}を実施しており、その結果、市民1人1日当たりのごみ排出量及び市全体のごみ処理量は減少していましたが、近年はほぼ横ばいです。
- 具体的な取り組みごとの実行度をみると、「買い物袋の持参」や「詰め替え可能商品の利用」、「食品ロスを出さない様にする」等ごみ減量化に関する取り組みの実行度は高いものの、「生ごみの堆肥化」や「環境に配慮した家電製品の購入」についての実行度は、高くありません。
- 事業者においても、「使い捨て製品の使用や購入を抑制」や「省エネ・リサイクル可能な製品を製造・販売」等のごみ減量とリサイクルの推進に関する取り組みを実行していますが、平成28年度と比較すると、実行度が低下していることから、市は、市民、事業者と協力して全体の実行度を上げる必要があります。
- まだ食べられるのに捨てられてしまうもったいない食品、いわゆる「食品ロス」を削減するためフードドライブ^{※1}をはじめとした食品ロス削減のための取り組みを継続していく必要があります。

1.2 目標と指標

目標	4R ^{※2} を合言葉に市民1人1日当たりのごみ排出量を削減します
----	---

市民、事業者に対するごみ減量に関する情報提供や啓発などにより、ごみの発生・排出抑制に努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
ごみ排出量	家庭系可燃ごみ 394g/人・日	家庭系可燃ごみ 379g/人・日	家庭系可燃ごみ 379g/人・日	市民・事業者が4Rに取り込むことによる、ごみの排出量の削減状況を示します
	事業系可燃ごみ 6.2t/年・事業所	事業系可燃ごみ 6.1t/年・事業所	事業系可燃ごみ 6.0t/年・事業所	

1.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量「57運動」を実践し、ごみ減量化に努めます。 ○プラスチックごみゼロへの取り組みを実施していきます。 ○ごみの減量に関するアイデアや行動を家庭で話し合うなど、ものを大切にすることを心がけます。 ○雑がみの分別、不用品の交換、フードドライブといったごみの排出を減らす行動に努めます。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○包装の簡素化や買い物袋持参の推奨、詰め替え式商品への転換など、ごみの削減取り組みの実施や推進によりごみ減量化に努めます。 ○プラスチックごみゼロへの取り組みの実施や推進をしていきます。 ○廃棄物問題に関する人材を育成し、研修、教育を徹底します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量「57運動」に基づき、ごみ減量化の推進、資源の循環利用の促進、ごみの適正な処理を推進しており、特にごみの減量化について、エコシティ江南行動計画を中心に実施していきます。 ○ごみの削減取り組みの推進について、市民、事業者、市の連携を強化します。 ○プラスチックごみゼロへの取り組みを推進します。 ○ごみの適正処理に関する市民、事業者の役割などについて啓発します。

※1 各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のこと。

※2 「要らないものは買わない」「ごみの量を減らす」「繰り返し使う」「再び資源に戻す」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リフューズ（Refuse=ごみの回避）」「リデュース（Reduce=ごみの減量）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再生利用）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

▼プラスチックごみゼロへの取り組み

プラスチックごみゼロへの取り組みについては、愛知県では令和2（2020）年1月25日開催のごみゼロ推進あいち県民大会にて「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を発表しました。

本市でも、多くの方々に「プラスチック問題」を知っていただくため、啓発ポスターの作成等を行っています。

▼プラスチックごみゼロへの取り組み啓発ポスター



▼レジ袋削減における取り組み

全国では令和2（2020）年7月1日よりプラスチック製買い物袋（レジ袋）の有料化などの取り組みが始まっています。

本市では、全国に先駆けて、市内の25店舗と「レジ袋削減・有料化に関する協定」を締結し、平成20年より、レジ袋の有料化を開始しました。レジ袋削減・有料化で得た収益の一部は、環境フェスタ江南や緑のカーテン事業などに利用され、市民へ還元されています。

2. 資源の循環利用の促進



2.1 現状と課題

- ・本市では、ごみを 29 種類に細分化して分別収集を行っており、ごみ収集量の約 20%が資源ごみです。リサイクル率は、県下でもいち早くごみ減量対策に取り組んできたこともあり、全国的に見ても高い水準を維持しています。
- ・今後も、収集する前の段階から、より一層、ごみを減らす努力が必要です。そのためには、まだ使える資源を再利用し、循環利用に取り組みなければなりません。
- ・市では、保育園、小・中学校、街路樹、公園などの植栽の剪定枝や落ち葉を堆肥化し、活用する取り組みも進めています。
- ・国では、令和 3 年 6 月にプラスチックごみの削減とリサイクルの推進を目的とする「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。
- ・製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置が求められています。

2.2 目標と指標

目 標	資源のリサイクルに努めます
------------	----------------------

市民団体や自治会などと協力しながら、資源の循環利用に関する情報提供や啓発などを行い、法改正などにも柔軟に対応しながら資源の循環利用を促進します。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
リサイクル率 ※(資源化量+集団回収量)÷ (収集ごみ量+直接搬入ごみ 量+集団回収量)×100	24.2% (R1 25.2%)	25.2%	25.2%	発生した全てのごみ量の内、資源化されたごみ量の割合を表すもので、ごみの資源化が進むと、リサイクル率が上がります

2.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○紙類やプラスチックごみをはじめとした資源ごみの分別を徹底します。 ○子ども会や PTA などによる集団資源回収活動に協力します。 ○リサイクル製品の利用に努めます。 ○リサイクルの定着した生活習慣を身につけます。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○再生品を積極的に製造、販売し、消費者への浸透、需要拡大を図ります。 ○再生品の使用を心がけ、エコマーク、グリーンマークなどを目安にして物品を購入します。 ○プラスチック製品について、製造・販売を見直します。 ○販売ルートを利用して取扱商品の容器などの拠点回収を行うなど、リサイクル市場を積極的に整備し、回収ルートの拡大を図ります。 ○リサイクルしやすい材質や、分解しやすい形状など、リサイクルしやすい製品を製造・販売します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○資源回収や再資源化の体制、リサイクルの取り組み推進及び情報提供を充実させます。 ○グリーン購入制度^{※1}を推進します。 ○紙類やプラスチックごみなどの資源ごみが可燃ごみに混入しないよう、分別方法を啓発します。 ○ボランティア分別指導員と協働で、分別指導を強化します。 ○市民、事業者への意識の啓発に努めます。

※1 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負担ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

▼プラスチック資源循環に関する国の取り組み

海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等の課題に対応するため、令和元（2019）年5月に3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略である「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

また、多様な物品に使用されているプラスチックに関して、包括的に資源循環体制を強化する必要があることから、令和3（2021）年3月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定されました。

▼3R+Renewable（再生可能資源への代替）

リデュース等の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイプラスチック^{※1}の使用削減 (レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) ・石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進 ・モノのサービス化 ・修繕・メンテナンス等による長寿命化、再使用 等
効果的・効率的で持続可能なリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ・最新のIoT^{※2}技術を活用した効果的・効率的な回収方法の検討 ・漁具等の陸域回収徹底 ・分別回収、収集運搬、選別、リサイクル、利用における各主体の連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ・アジア各国の輸入規制を受けた国内資源循環体制の構築 ・再生材・バイオマスプラスチックの利用などのイノベーションが促進される公正・最適なリサイクルシステムの検討 等
再生材・バイオプラスチック ^{※3} の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオプラスチックの利用ポテンシャル向上 (技術革新・インフラ整備支援) ・再生材・バイオプラスチックの需要喚起策を講じる (政府率先調達(グリーン購入)、利用インセンティブ措置、消費者への普及促進等) ・繰り返しの循環利用ができるよう、化学物質含有情報の取扱いの整理・検討 ・可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ・バイオプラスチック導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 等

資料：「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月 消費者庁 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省）

※1 使い捨てられるプラスチックのこと。

※2 Internet of Things（インターネット オブシングス）の略称。様々な物がインターネットにつながること。

※3 微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」、及び再生可能なバイオマス資源を原料に製造される「バイオマスプラスチック」の総称である。

3. ごみの適正な処理



3.1 現状と課題

- ・ごみ減量、資源の循環利用を進めても、ごみが必ず発生します。可能な限りごみの減量化と徹底した分別による資源化を行った後の廃棄物は、環境汚染を生じることのないよう、適正に処理しなければなりません。
- ・いまだに家庭や事業所での違法な焼却や不法投棄に関する苦情や相談があるため、適切な対策が求められています。

3.2 目標と指標

目 標	不法投棄を防止します
-----	------------

ごみ処理に関する問題点と課題に関する情報を提供し、適正なごみの出し方を周知することにより、ごみの適正処理に努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
特定家庭用機器などの不法投棄台数	21 件	10 件	10 件	ごみの適正な処理について、理解が深まると、不法投棄件数が減少すると考えられます

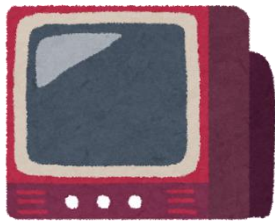
3.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄やごみのポイ捨てはしません。 ○ごみは適切に処理し、環境美化に努めます。 ○ごみ処理施設の見学などにより、ごみ処理システムへの理解を深めます。 ○「ごみカレンダー」、「ごみの正しい分け方・出し方小事典」、「ごみ分別アプリ」などを参考に、ごみの適切な処理の情報収集に努めます。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの責任において、排出したごみを適正に処理します。 ○適正な処理をしやすい製品を製造・販売します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄の防止を目的とした土地管理の指導や、啓発活動、監視等を行います。 ○ごみ収集・管理事業を適切に実施し、適正処理に関する意識啓発を実施します。 ○必要に応じてごみの分別品目や収集体制を見直します。

▼ 特定家庭用機器の紹介

「特定家庭用機器再商品化法」に基づき、家電製品を中心とする家庭用機器のうち、市町村によるリサイクルが難しいものでリサイクルが特に必要なもの等を対象機器とし、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンが指定されています。

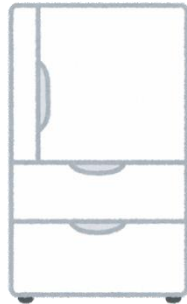
また、平成 21（2009）年 4 月以降は、液晶式テレビ・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機も対象機器として追加されました。



テレビ（ブラウン管式・液晶式など）



洗濯機・衣類乾燥機



冷蔵庫



エアコン

▼ ごみ分別アプリ「江南市ゴミチェッカー」

「江南市ゴミチェッカー」とは、本市のごみの分別区分や収集日を調べるができるウェブアプリです。インストールの必要は無く、スマートフォン・タブレット端末・パソコンなどからアクセスして利用することができます。また、多言語に対応しています。

※利用料金は無料（別途、通信料は必要）です。

【ゴミチェッカーの表示例】



第3節 「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して

(1) 地球温暖化とは

人の活動に伴って排出された二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが原因となって、地球の平均気温が上昇することです。近年の急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、気候変動に伴うマラリアなどの熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活への影響などが懸念されています。

IPCC^{※1} 第5次評価報告書によると、世界の地上気温の年平均は1880年から2012年で0.85℃上昇したとされています。

また、気候変動監視レポート2020によると、2020年の日本の年平均気温は1898年から2020年の年平均気温の基準値（1981年から2010年の30年平均値）より0.95℃上昇しており、統計を開始した1898年以降最も高い値となっています。また、上昇率は100年あたり1.26℃となっています。

▼ 日本における年平均気温偏差の経年変化



出典) 気候変動監視レポート2020 (気象庁)

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

※1 気候変動に関する政府間パネル (intergovernmental Panel on Climate Change) の略。人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設立された組織である。

(2) 地球温暖化対策の動向

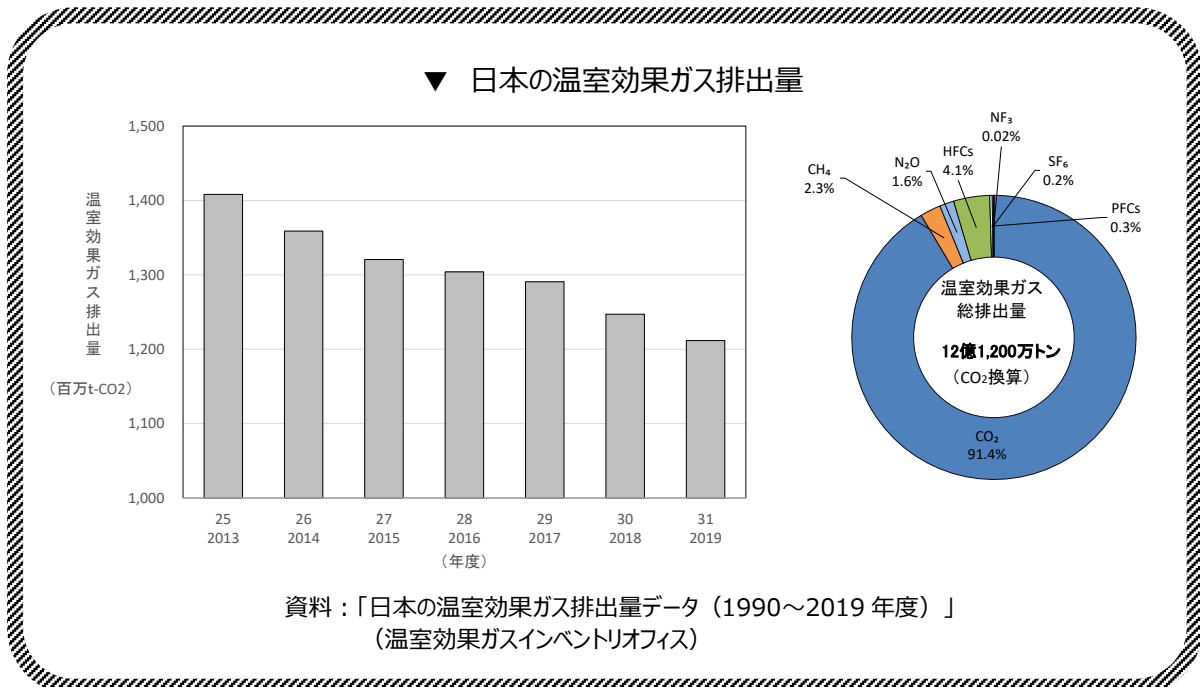
平成 27 (2015) 年にパリで開催された COP21^{※1} では、世界共通の長期目標として、産業革命以前に比べて世界的な平均気温上昇を 2℃未満に抑える目標を設定しました。すべての国に対し、2020 年以降の自国が決定する貢献を 5 年ごとに提出・更新するとともに、温暖化に対する適応策の策定も求めています。なお、我が国は、2030 年度の削減目標を 2013 年度比で 26.0%減としています。

また、愛知県では 2018 年 10 月に「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定し、事業者の自主的かつ積極的な取り組みを促す「地球温暖化対策計画書制度」の内容を拡充し、提出された計画書等の内容を県が評価し、結果の公表及び必要な助言を行うことにより、温室効果ガス排出量の一層の削減を促進することとしています。

(3) 我が国の温室効果ガス排出量の現状

日本の令和元 (2019) 年度の温室効果ガスの総排出量は、12 億 1,200 万トン (二酸化炭素換算) であり、国連気候変動枠組み条約事務局に提出した「日本の約束草案」における基準年 (平成 25 (2013) 年度) の総排出量 (14 億 800 万トン) を 13.9% (1 億 9,600 万トン) 下回っています。また、平成 30 (2018) 年度と比べると 2.9% (3,558 万トン) の減少となっています。

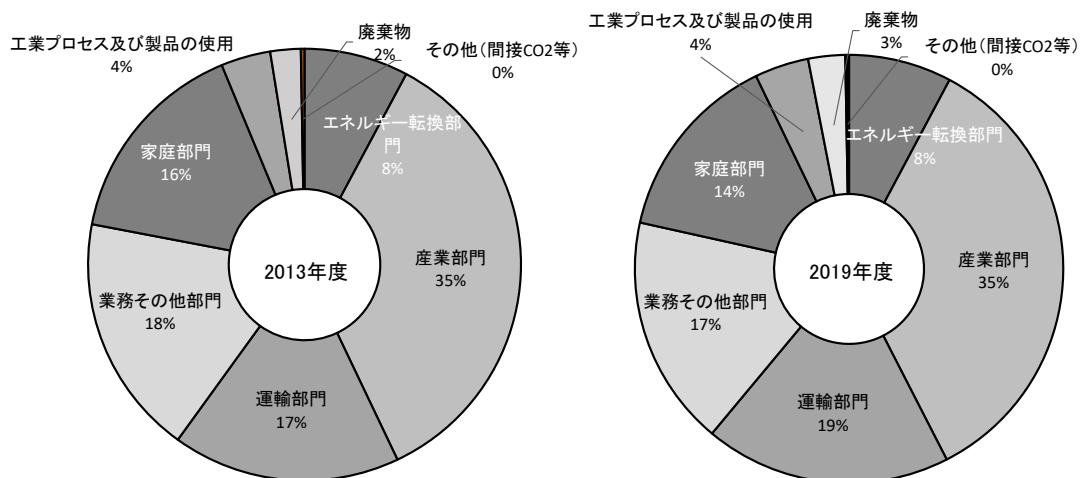
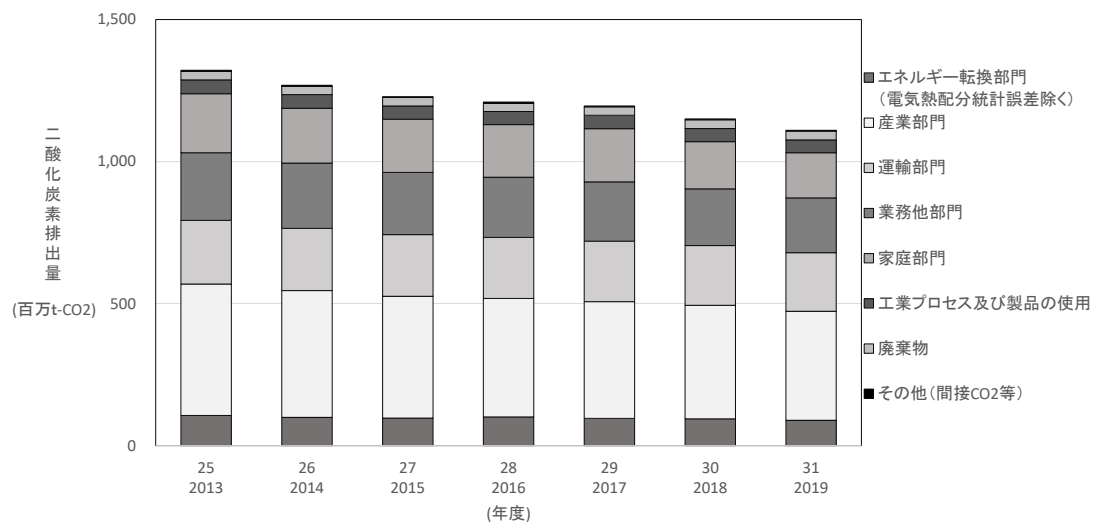
令和元 (2019) 年度の内訳は、二酸化炭素 (CO₂) が最も多く 91.4%を占めており、次いでハイドロフルオロカーボン (HFCs) が 4.1%、メタン (CH₄) が 2.3%、一酸化二窒素 (N₂O) が 1.6%等となっています。



※1 条約における締約国の会議の略称を COP という。パリで開催された気候変動枠組条約の第 21 回締約国会議は、COP21 と呼ばれる。

排出量の最も多い二酸化炭素の内訳は、平成 25（2013）年度は産業部門の割合が最も高く 35%であり、令和元（2019）年度においても変化はありません。運輸部門の割合がわずかに増加しており、平成 25（2013）年度は 17%だったのが、令和元（2019）年度には 19%に増加していますが、部門ごとの割合に大きな変化はありません。

▼ 日本の二酸化炭素排出量内訳

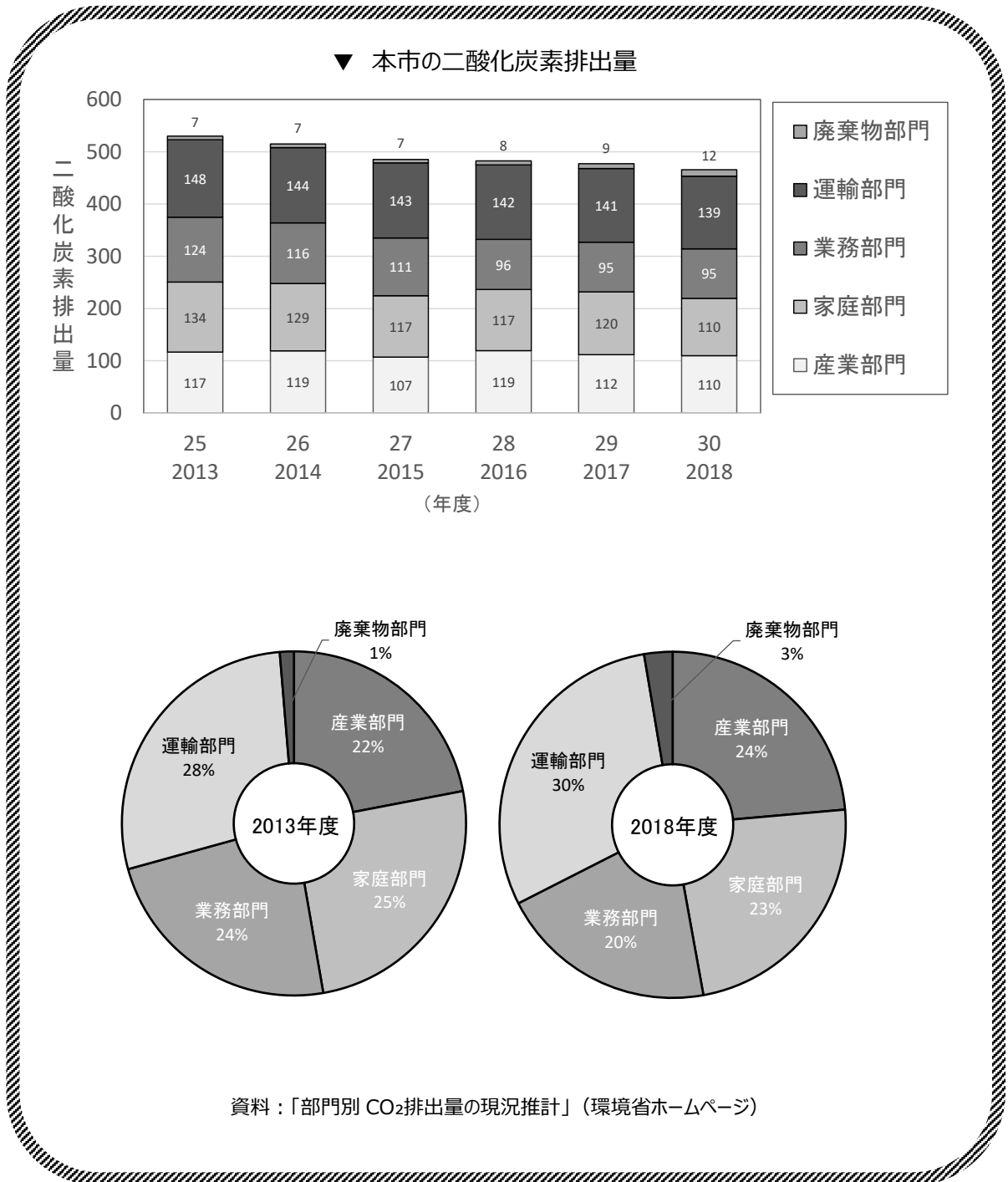


資料：「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2019 年度）」
 (温室効果ガスインベントリオフィス)

(4) 江南市の現状

環境省が全国の市町村別について、部門別に二酸化炭素排出量の推計を行った結果を毎年公表しています。その結果によれば、平成 30（2018）年度の江南市の二酸化炭素排出量は、約 46 万 6 千トンで、平成 25（2013）年度の約 53 万トンより約 6.4 千トン減少しています。

内訳として、平成 25（2013）年度において、運輸部門が最も多く 28%を占めており、平成 30（2018）年度においても、運輸部門は最も多く 30%と増加しました。一方で、平成 30（2018）年度における家庭部門、業務部門については、平成 25（2013）年度からいずれも少し減少し、最大で 4%の減少となっています。



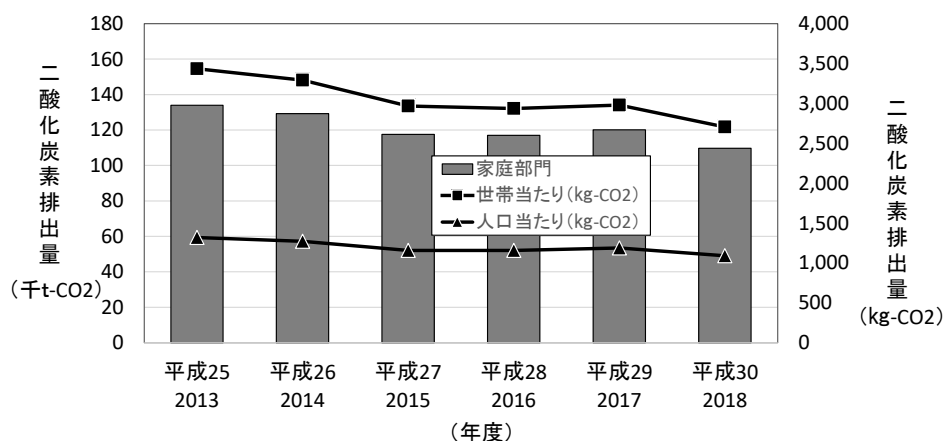
家庭部門についてみると、家庭部門の排出量と世帯当たり排出量は、類似の動向となっており、平成 25（2013）年度以降、住宅への太陽光パネルの設置、水素自動車等の技術の発展、小型風力発電の活用等の再生可能エネルギーへの高まりや、省エネルギー機器の普及により減少傾向にあります。なお、人口当たりの排出量は多少の増減はあるものの横ばい傾向です。

近年、高齢化社会などの要因により世帯当たり人口の減少傾向が続いており、世帯人数が少ないほど、一人当たりのエネルギー消費量は増加する傾向があるため（平成 18 年版環境白書を参照）、対策等を講じない場合、1 人当たりの排出量が増加すると考えられ、家庭部門の環境負荷が高まると予想されます。

さらに、新型コロナウイルスの感染症対策として、在宅勤務による住宅の冷暖房・照明等のエネルギー消費量の増加、公共交通機関から自家用車への通勤のシフトや、換気を伴う冷暖房による負荷の増大が予想されることから、家庭部門の環境負荷が高まると予想されます。

また、業務部門は、多様なサービスを充実させるために、営業時間の延長、店舗の床面積の拡大などにより、冷暖房や照明に使用するエネルギーが増加すると考えられます。

▼ 家庭部門の二酸化炭素排出量の推移



資料：「部門別 CO₂排出量の現況推計」（環境省ホームページ）
「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
（政府統計の総合窓口 web サイト e-Stat）
「こうなんの統計」（江南市ホームページ）

▼ 世帯当たりの人口及び二酸化炭素排出量の推移

区分	1990 年度 (平成 2 年度)	2012 年度 (平成 24 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)
世帯当たりの 人口 (人/世帯)	3.4	3.0	2.5
世帯当たりの 排出量 (kg-CO ₂ /世帯)	3,149	3,897	2,705

資料：「部門別 CO₂排出量の現況推計」（環境省ホームページ）
「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
（政府統計の総合窓口 web サイト e-Stat）
「こうなんの統計」（江南市ホームページ）

近年、江南市内からの電力購入件数及び受給電力量は年々増加しており、太陽光発電設備の量が徐々に広がっていると考えられます。

▼ 太陽光発電設備からの電力購入実績

年度	件数	受給電力量 (千 kWh)
平成 28 年度 (2016 年 4 月～2017 年 3 月)	3,237	21,620
平成 29 年度 (2017 年 4 月～2018 年 3 月)	3,478	24,865
平成 30 年度 (2018 年 4 月～2019 年 3 月)	3,758	27,672
令和元年度 (2019 年 4 月～2020 年 3 月)	3,969	29,889
令和 2 年度 (2020 年 4 月～2021 年 3 月)	4,309	31,797

注) 令和元年度以前の実績は、中部電力パワーグリッド及び中部電力カミライズによる FIT 買取の太陽光発電実績のみを対象としており、令和 2 年度以降の実績は、買取主体及び買取内容 (FIT、非 FIT) 問わず、対象エリア内の太陽光発電設備の実績を対象としています。

資料：「太陽光発電設備からの電力購入実績 (江南市)」(中部電力パワーグリッド株式会社)

1. 脱炭素社会に向けた活動の実践



1.1 現状と課題

- ・近年、エネルギーや資源の消費などに伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することで、地球温暖化が進み深刻な問題となっています。
- ・本市においては、平成 24（2012）年度以降二酸化炭素排出量が減少傾向にあります。また、平成 25（2013）年度と平成 30（2018）年度の部門別の排出量割合をみると、家庭部門及び商業・サービス・事業所等の業務部門の割合が低くなっており、工場等の産業部門、廃プラスチック・廃油の焼却等の廃棄物部門、自動車等の運輸部門の割合が高くなっています。
- ・気候変動に伴う冷暖房需要や単身世帯の増加、新型コロナウイルス感染症対策を発端としたテレワークの推進など、今後、世帯当たりのエネルギー使用量が増加する可能性があります。
- ・地球温暖化を解決するために、私たちは、これまでのライフスタイルを見直し、より一層環境に配慮した無駄のない生活を送る必要があります。本市では、平成 30 年に第三次江南市地球温暖化対策実行計画^{※1}を策定し、率的に地球温暖化対策に取り組んできました。

1.2 目標と指標

目 標	エネルギー使用量を減らします
-----	----------------

市民、事業者に対し、再生可能エネルギーや COOL CHOICE の普及促進、環境への配慮の啓発などを行い、地域全体で脱炭素社会の構築を目指します。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
市民 1 人当たりの二酸化炭素排出量	4.45 t-CO ₂ /人.年 (R1 4.84t-CO ₂ /人.年)	3.55 t-CO ₂ /人.年	2.80 t-CO ₂ /人.年	エネルギー使用量を二酸化炭素排出量で表したもので、再生可能エネルギーなどの普及が進むと、排出量が減少すると考えられます
販売電力量	415,794MWh (R1 407,613MWh)	370,494MWh	332,745MWh	エネルギー消費量を表したもので、電気の節約が図られると、電力量が減少すると考えられます

注) 市民 1 人当たりの二酸化炭素排出量の目標値は、2050 年カーボンニュートラルの達成を目標として設定をしています。また、販売電力量の目標値は、令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 23.2%の削減の達成を目標として設定しています。

※1 平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度の 5 年間を計画期間とした本市の地球温暖化対策実行計画。平成 28（2016）年度を基準年度とし、温室効果ガス排出量 16%の削減及びエネルギー使用量 6%の削減を目標とする。

1.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○冷暖房の適正な温度設定や緑のカーテンの設置など、COOL CHOICEの実施に努めます。 ○公共交通機関の利用やカーシェアリング^{※1}などのスマートムーブやエコドライブ^{※2}を実践します。 ○脱炭素社会の実現に向けて、家庭で話し合いを行うなど関心を高めます。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ型O A機器の導入やLED化などの省エネ活動の実施や、効率の良い製造ラインの検討等によりエネルギー消費量を削減します。 ○COOL CHOICEへ賛同登録を行います。 ○公共交通機関の利用やカーシェアリングなどのスマートムーブやエコドライブを実践します。 ○ISO14001^{※3}やエコアクション21^{※4}など、環境マネジメントシステムを導入します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○冷暖房の適正な温度設定や緑のカーテンなど、COOL CHOICEを推進します。 ○公共交通機関の利用やカーシェアリングなどのスマートムーブやエコドライブを推進します。 ○公共施設のCO₂排出量やエネルギー使用量を削減します。 ○脱炭素社会の実現に向け、国際的な動向を注視し、地域資源の活用を検討します。

▼COOL CHOICE (クールチョイス)

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す取り組みです。

愛知県では、県民一人一人の地球温暖化問題に対する意識を高め、ライフスタイルを低環境負荷のものへと転換するため、「あいち COOL CHOICE」県民運動などの普及啓発を推進しています。

▼あいち COOL CHOICE 取り組み事例

自宅	<ul style="list-style-type: none"> ・夏は軽装で快適に、冬は厚着で快適に(冷房は28℃,暖房は20℃が目安) ・緑のカーテンを育てよう! ・パソコンを使わないときは電源をOFFに! ・シャワーの時間を1日1分短縮してみよう!
住まい	<ul style="list-style-type: none"> ・LED照明や省エネ家電をチョイス! ・おうちの断熱性をアップ!(窓を二重窓にする) ・太陽光発電施設、HEMS、蓄電池をチョイス!
移動	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩・自転車・公共交通機関をチョイス!(スマートムーブ) ・エコカー(EV、PHV、FCV)をチョイス! ・エコドライブを実践
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・旬の食材・県内産の食材をチョイス! ・環境に配慮した商品をチョイス! ・宅配便は1回で受け取る

資料:「あいち COOL CHOICE について」より一部抜粋(愛知県)

- ※1 1台の自動車を複数の会員が共同で利用する新しい利用形態のこと。
- ※2 「環境に配慮した自動車の使用」のこと。具体的には、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める、暖気運転を適切にするなど燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。
- ※3 国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた環境を管理する仕組み(環境マネジメントシステム)の国際標準規格。PDCAサイクルに基づく、継続的改善を基礎とした環境マネジメントシステムを築くための要求事項が定められている。
- ※4 全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

2. 再生可能エネルギーの普及促進



2.1 現状と課題

- ・平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、省エネルギーや災害時のエネルギー確保に関心が高まっています。また、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みとして、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーを活用していく必要があります。
- ・省エネ行動に関しては、お金がかかる等の理由から、公共交通機関の利用に関しては、時間がかかる、手間がかかる等の理由から市民の実行度は低く、現段階では、行動の見直しだけでは脱炭素社会の構築という目標達成は非常に厳しい状態にあります。
- ・エネルギーの使用を減らそうと我慢をし過ぎてしまうと、夏季の熱中症や、冬季のヒートショック※¹ など、健康への影響も懸念されます。
- ・そのため暮らしの快適性や安全性を維持しつつ、地球温暖化対策を確実に進めるために、再生可能エネルギー設備の導入や、省エネ設備への更新・導入も同時に行う必要があります。

2.2 目標と指標

目 標	再生可能エネルギー設備の導入を進めます
-----	---------------------

再生可能エネルギー設備の普及促進、環境への配慮の啓発などを行い、省エネルギー・省資源を進めます。

指標名	現状 (R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
住宅用地球温暖化対策設備設置費補助件数(年間)	106 件	110 件	110 件	住宅における省エネ設備導入状況の目安となるもので、省エネ設備導入が進むことにより、エネルギー利用の効率化が図られると考えられます

2.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用に努めます。 ○LED照明など、省エネ設備・機器の利用に努めます。 ○EV・PHVなどのエコカー※²の購入に努めます。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用に努めます。 ○LED照明など、省エネ設備・機器の導入や開発に努めます。 ○EV・PHVなどのエコカーの購入に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の利用・普及促進に努めます。 ○LED照明など、省エネ設備・機器の利用・普及促進に努めます。 ○EV・PHVなどのエコカーの導入・普及促進に努めます。

※1 急激な温度変化が身体へ悪影響をおよぼすこと。温かい居室から寒い脱衣所へ行く、寒い脱衣所から熱い浴槽に浸かるなどにより血圧が大きく変動して心筋梗塞や脳梗塞などを起こすことがある。

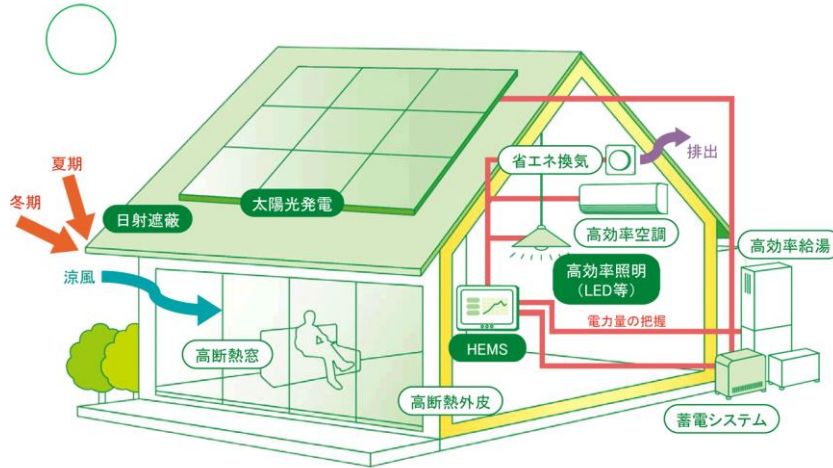
※2 電気自動車や燃料電池自動車等の二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）などの排出量が少ない環境に優しい自動車であり、同時に燃費性能にも優れた自動車のことを指す。

▼建築物のエネルギー消費量削減に向けて

【ZEH】

Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略称で、「ゼッチ」と呼びます。

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。



資料：「ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に関する情報公開について」（資源エネルギー庁ホームページ）

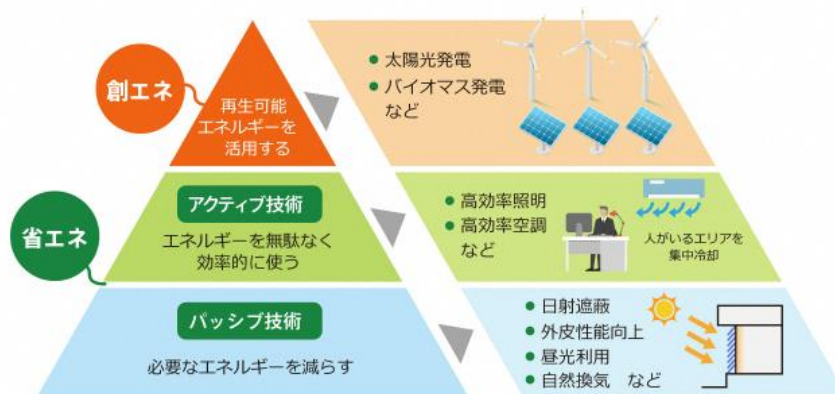
【ZEB】

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。

建物のエネルギー消費量を減らすためのさまざまな技術を適切に組み合わせて導入することで、ZEBを実現することができます。



資料：「ZEB PORTAL(ゼブ・ポータル)」（環境省ホームページ）

▼公共施設の再生可能エネルギー設備の導入

再生可能エネルギー設備を導入している、最新の3施設を紹介します。

・防災センター（平成28年3月）

太陽光発電設備（最大出力10.0kW）と蓄電池（15.0kW）、充電システムが設置されています。非常時には防災用電源として使用することができ、蓄電池も備えているため夜間でも電気を使用することができます。



・KTXアリーナ（江南市スポーツセンター）（平成30年5月）

太陽光発電設備（最大出力107.0kW）が設置され、平時は施設電力として使用していますが、非常時には防災用電源として使用することができます。



▼公共施設の再生可能エネルギー設備の導入

- ・下般若配水場（令和4年1月）
マイクロ水力発電機を設置しました。

写真準備中

3. 気候変動の影響に対する適応策の推進



3.1 現状と課題

- ・近年、世界では地球温暖化に伴う気候変動による猛暑や豪雨等の自然災害の発生や気温上昇による熱中症等の健康被害、作物の不作など様々な影響が出てきています。
- ・地球温暖化に対する取り組みとして、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」についても進めることが求められています。
- ・本市のような舗装面の多い都市環境は、雨水が地中に浸透する面積が少なく、豪雨や大型台風の上陸等により浸水被害が発生する可能性が高いことから、雨水流出抑制施設^{※1}の整備を進めていく必要があります。
- ・気候変動の影響による熱中症患者数は、対策の推進により全国的に減少傾向ではあるが、熱中症リスクが最も高い8月をみると、増加傾向であり、引き続き対策が必要となります。
- ・市では、注意喚起等を行うほか、一人ひとりが熱中症を予防するための行動を実行していくことが重要です。

3.2 目標と指標

目 標	気候変動に適応するための施設を整備します
-----	----------------------

熱中症等の健康被害やゲリラ豪雨などの自然災害のような気候変動の影響にも適応した、まちづくりに努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
クールステーション ^{※2} 数	120カ所	120カ所	120カ所	クールステーション数を維持することで、熱中症の予防対策ができ、健康被害の減少に寄与すると考えられます
雨水流出抑制施設整備率	65.4%	77.0%	84.7%	豪雨に備え、雨水の流出を抑制するための整備が進み、浸水被害が軽減されると考えられます

3.3 取り組み

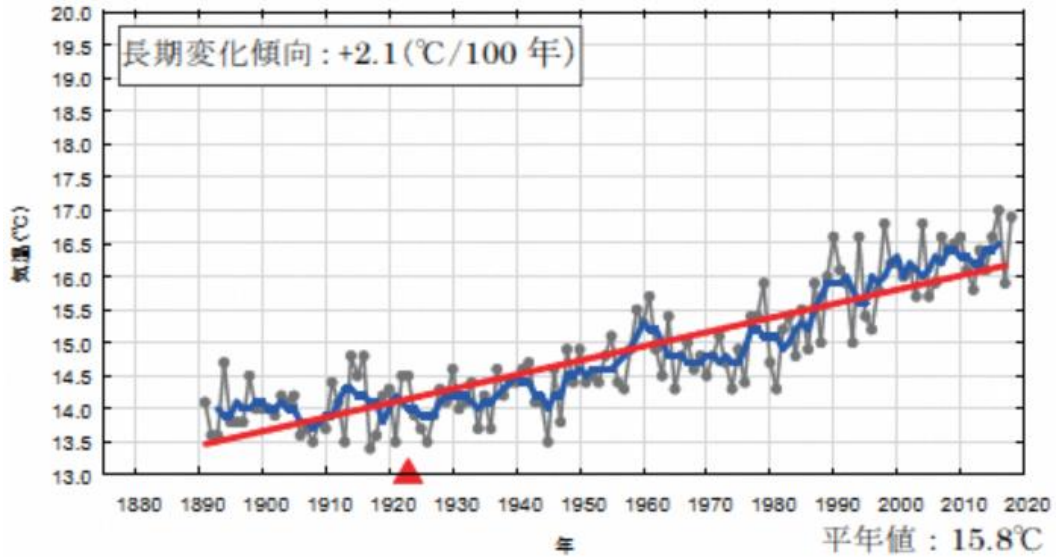
実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○エアコンや扇風機を上手に使用する等の熱中症予防に努めます。 ○雨水貯留タンクを設置し、非常用水等として水資源を確保しておきます。 ○日頃から災害時の備蓄品や避難所経路を確認し、防災意識を高めます。 ○持続可能性を考慮した地産地消・旬産旬消の農作物を選択します。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○エアコンや扇風機を上手に使用する等の熱中症予防に努めます。 ○豪雨に備え、雨水貯留施設の設定や透水性舗装を導入します。 ○災害時には自社の特徴を生かし、市民や市に協力します。 ○持続可能性を考慮した地産地消・旬産旬消の農作物の使用・製造に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症予防のための普及・啓発を行います。 ○豪雨に備え、公共施設における雨水貯留施設の導入を推進します。 ○避難所や災害時の備蓄品を整備し、災害に強いまちづくりを推進します。 ○地産地消・旬産旬消など持続可能な農業に関する取り組みを啓発します。

※1 雨水を貯留したり地下に浸透させることにより、河川や水路への雨水の流出を抑え、水害を緩和させるための施設。

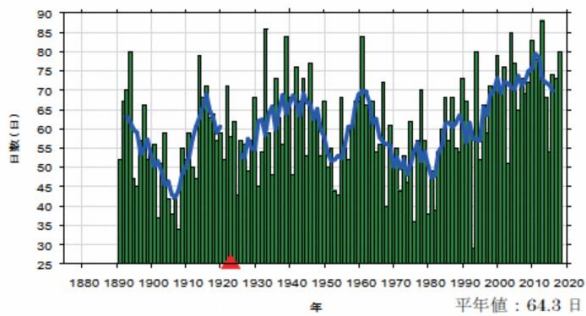
※2 暑さで気分が悪くなる前に、協力施設・店舗などで気軽に一時的に「涼」とってもらうことで熱中症を予防する場所。

▼気候変動の現状

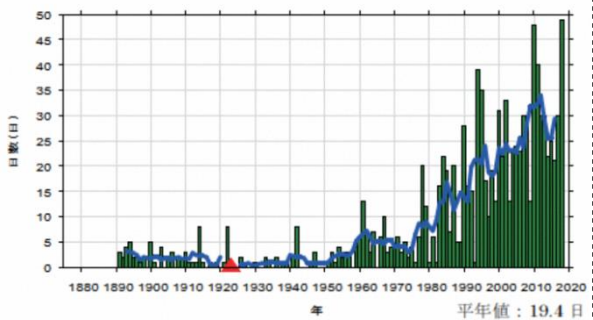
本市が位置する愛知県内で古くから気象観測を行っている名古屋地方気象台の年平均気温は、上昇傾向であり、100年あたり約2.1℃上昇しています。また、真夏日（最高気温30℃以上の日）日数及び熱帯夜（最低気温25℃以上の日）日数は増加傾向であり、冬日（最低気温0℃未満の日）日数は減少傾向です。また、年降水量は大きな変化は確認されていません。



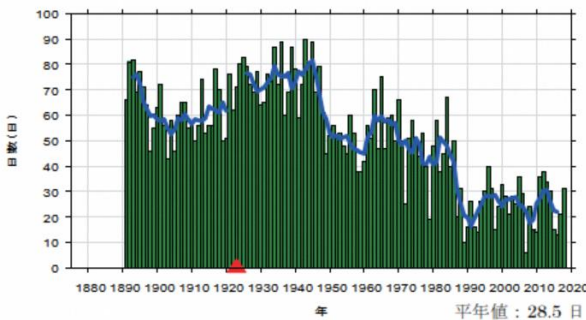
年平均気温の経年変化



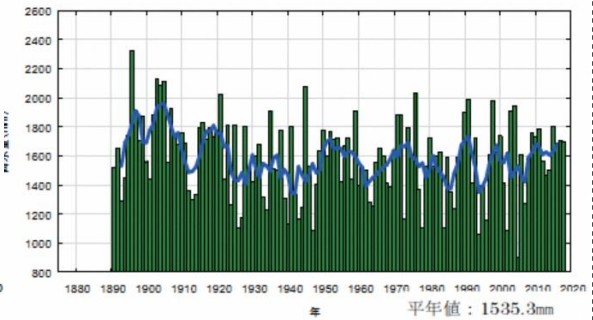
真夏日日数の経年変化



熱帯夜日数の経年変化



冬日日数の経年変化



年降水量の経年変化

資料：「気候変化レポート - 関東甲信・北陸・東海地方 -」

▼気候変動に対する緩和策と適応策

気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」に加えて、これからの時代は、すでに起こりつつある気候変動の影響への「適応策」を施していくことが重要であり、平成 27 (2015) 年に日本として初の「気候変動の影響への適応計画」が策定されました。

緩和

とは？

原因を少なく

2つの

気候変動対策

適応

とは？

影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ (電球、00)
- エコカーの普及 (自転車、EV車)
- 再生可能エネルギーの活用 (太陽光、風力)
- 森林を増やす (木々)
- 温室効果ガスを減らす (CO2)

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意 (蚊)
- 熱中症予防 (帽子、水分補給)
- 災害に備える (防災グッズ)
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培 (トマト、果物)
- 水利用の工夫 (節水)

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。

資料：「気候変動適応情報プラットフォーム」

▼気候変動による影響

世界	<ul style="list-style-type: none"> ・将来も気温上昇が続く(現状・予測) ・海水温が上昇している(現状・予測) ・北極海の海水が減少している(現状・予測) ・熱帯低気圧の最大風速及び降水量は増加する可能性が高い(予測)
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・世界より速いペースで気温が上昇している(現状・予測) ・真夏日・猛暑日の日数が増加している(現状・予測) ・強い雨が増加している一方、降水日が減少している(現状・予測) ・多くの地域で積雪が減少する一方、内陸部では大雪が増加する可能性も(現状・予測)
農業、森林・林業 水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・コメの収量・品質への影響(現状・予測) ・果実の品質・栽培適地への影響(現状・予測) ・サンマの南下の遅れ(予測)
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・ハチクマの渡りの経路が変化(予測) ・竹林の雑木林への侵入が進む(予測) ・藻場の衰退、消失(現状・予測)
水環境・水資源 自然災害・沿岸域	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の流況が変わる(予測) ・流域の複合的な水害・土砂災害(予測) ・台風による高潮(予測)
健康、産業・経済 国民生活、都市生活	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症が増加(現状・予測) ・産業・経済活動や生活面にも様々な影響が及ぶ(予測)

資料：「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響～」

(環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁)

第4節 「さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまち」を目指して

1. 生活環境に対するマナーの強化



1.1 現状と課題

- ・本市では、大きな公害問題はありませんが、屋外燃焼行為（いわゆる野焼き）による煙や雑草除去などの空き地の管理、ペットのふん、ごみの不法投棄、生活排水による水質汚濁などの生活環境に関する苦情が数多く寄せられています。
- ・地域や市民団体による清掃活動が続けられているにもかかわらず、ごみのポイ捨てに対する不満は高い状態が続いています。
- ・これらの問題は、生活に密接し発生源が分散していることから、根本的な対策が難しいものです。煙草の吸殻のポイ捨て対策の一環として路上喫煙を禁止する条例の制定を検討しています。
- ・意識調査の結果によると、駅周辺に喫煙禁止区域を設置した方が良いと回答した人は 82.8%でした。

1.2 目標と指標

目 標	生活環境に関する苦情の件数を抑制します
-----	---------------------

生活環境保全に関する一人ひとりの意識啓発、条例に関する指導などにより、暮らしやすいまちづくりを進めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
公害苦情件数	375 件 うち野焼き 48 件 雑草除去 174 件	375 件 うち野焼き 45 件 雑草除去 175 件	375 件 うち野焼き 40 件 雑草除去 180 件	野焼きや雑草の問題について、理解が深まると、公害の苦情件数が抑えられると考えられます

1.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	○清掃活動の実施等、環境美化に努めます。 ○近隣の方の迷惑になる屋外燃焼行為はしません。 ○遊休地や空き家などの雑草の除去や樹木の伐採など、適切な維持管理に努めます。
事業所	○地域の清掃活動の実施等、環境美化に努めます。 ○廃棄物の適正処理、騒音被害や不法投棄の防止等、公害被害の防止に努めます。 ○周辺住民から公害苦情が入ったときは、誠意を持って対応します。
市	○屋外燃焼行為の防止や空き地の雑草除去など適切な管理を啓発します。 ○広報、市ホームページ等を通じ、ふん害や生活騒音被害、不法投棄等の公害被害を削減するため生活環境対策を啓発します。

2. 公害防止対策の推進



2.1 現状と課題

- ・本市では、住宅と工場などが近接していることから、施設の稼動による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの問題には注意が必要です。
- ・事業所では、水質汚濁物質の排出削減の取り組みが進んでいますが、大気汚染では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は改善されているものの、光化学オキシダント^{※1}は、依然として環境基準を達成しておらず、河川水質は BOD^{※2} が環境基準（行政目標を含む。）を達成していない地点があるなど、公害問題は解決していません。
- ・近年ではダイオキシン類やアスベスト、土壌汚染などの問題も発生する可能性があることから、公害問題に関する情報を収集し、市民の安心、安全を確保しなくてはなりません。
- ・引き続き、環境の監視及び事業者に対する公害防止対策の指導を行うとともに、有害化学物質に対する情報の提供など、新たに発生する問題へ柔軟に対応します。

2.2 目標と指標

目 標	環境基準を達成し、公害を防止します
-----	-------------------

公害問題に関する調査を行い、安心・安全なまちづくりに努めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
大気汚染に係る環境基準の達成を目指す	光化学オキシダントが環境基準に適合していない	環境基準の達成を目指す	環境基準の達成を目指す	排気ガスの対策が進むと、環境基準に適合する項目が増えると考えられます
水質に係る環境基準の達成を目指す	水質調査の測定地点 14 地点中 5 地点で BOD が環境基準に適合している	水質調査の測定地点 14 地点中 7 地点で BOD が環境基準に適合している	水質調査の測定地点 14 地点中 8 地点で BOD が環境基準に適合している	合併処理浄化槽や下水道が普及し、生活排水処理率が高くなると、水質調査の環境基準の達成地点が増えると考えられます

2.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の水質汚濁を防止するため、油を流さないようにする、シャンプーや洗剤の使い過ぎには気を付ける等の生活排水対策を実施します。 ○浄化槽設置整備事業補助金制度を活用し、合併処理浄化槽への転換及び適正な維持管理に努めます。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染や水質汚濁等の公害発生がないよう、排水や排出ガス、化学物質の使用などを適正に管理します。 ○環境に配慮した車両・重機や、低騒音型・低振動型機器を導入し、周囲への騒音・振動の軽減を図ります。 ○自主的に環境測定・調査を行い、結果の公表に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所に対して、環境保全に関する事項や公害防止対策(大気汚染や水質汚濁等)の指導を行います。 ○環境の調査・監視を行います。 ○有害化学物質の利用や影響等に関する情報提供を行います。 ○公共下水道の整備及び合併処理浄化槽設置の推進及び早期接続の促進に努めます。

※1 窒素酸化物や炭化水素類(揮発性有機化合物)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線を受けて光化学反応を起こすことによって発生するオキシダント(酸化性物質)のこと。

※2 Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと、単位は一般的に mg/L で表わす。

▼BODの環境基準適合状況

令和2年度において、主要河川の水質でのBODが環境基準を達成しているのは●地点です。

令和3年12月発行予定
「公害に関する資料」より
達成状況に関する資料を掲載

3. 水辺と緑の整備



3.1 現状と課題

- ・都市における公園や緑地は、市民の憩いの場としてだけでなく、災害発生時の避難地や復旧・復興活動の拠点としても注目されています。また、夏季の気温上昇を緩和して、地球温暖化防止に役立つことも期待されています。
- ・古くから開発が進んでいた本市は、森林は河川沿いに河畔林が残る程度で、市民1人当たりの都市公園面積も愛知県・国の平均に対して、いずれも大きく下回っており、その分布も北部に偏っていますが、新しい公園の整備はなかなか進まない状況にあります。
- ・意識調査の結果によると、公園や街なかの緑について、市民の重要度は高いが、満足度は低いことから、憩いの場の整備や、街路樹や農地等の既存の緑地を保全する必要があります。

3.2 目標と指標

目 標	公園施設等に対する満足度を高めます
-----	-------------------

市民と協力して緑化運動を進めながら、水辺や緑の整備を進めます。

指標名	現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
市民1人当たりの都市公園面積	4.0 m ²	7.0 m ²	7.0 m ²	市民の憩いの場としての緑地の多さを示します
宮田導水路の上部利用による散策道の整備延長	1.4km	4.3 km	4.3 km	歩きながら緑を楽しめる場所の整備状況を示します

3.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○緑や水辺の創出・維持管理に関するイベントに参加します。 ○緑化に関する制度を積極的に活用し、屋上緑化や生垣の設置などに努めます。 ○農地の適切な維持管理に努め、遊休農地化を防ぎます。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○緑や水辺の創出・維持管理に関するイベントに参加します。 ○緑化協定^{※1}を遵守する等、開発事業などの際には、緑化を推進します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○緑や水辺の創出・維持管理に関するイベントを開催します。 ○市内の樹木や緑地を保全し、公園や公共施設を中心に、緑や水辺の創出に努めます。 ○緑化協定を継続し、開発行為が行われる際には、緑化に努めるよう指導します。 ○農地を保全し、持続可能な利用に関する取り組みを実施します。

※1 和田工業団地に立地する企業と締結した協定で、工場等緑化を推進し、快適な工場環境等を創出し、地域の生活環境の保全向上に積極的に努めるよう定めたもの。

▼散策道の整備

宮田導水路の上部を利用し、歩きながら緑を楽しむことができる散策道を整備しています。

【整備前】



【整備後】



4. 生物多様性の保全と持続可能な利用



4.1 現状と課題

- ・私たちの暮らしは、食料、水、建築物、燃料、安定的な気候など、様々な生物の恵み（生物多様性）を受けて成り立っています。生物多様性保全は、自然環境保全にとどまらず、こうした自然の恵みを持続可能な形で利用していくという側面もあります。
- ・本市は、古くから発展してきたため、まとまった山林はなく、社寺林や河畔林を含めた水辺や農地などは生物の貴重な生息環境となっており、それぞれの環境で生物多様性を維持しています。
- ・市内においては、古くからこの地で自然の恵みを利用してきた農業・農地を大切に受け継ぐとともに、日常生活や事業活動において、生物資源の持続可能性に配慮した資材調達も重要になってきます。
- ・生き物に配慮した水辺環境の整備は、進んでおり、水生生物の調査は実施していますが、その他の生物については、実態が把握できていません。
- ・一人ひとりが身近にある生物の存在に気づき、生物多様性保全に向けて、貴重な自然環境の維持や創出をしていく必要があります。

4.2 目標と指標

目 標	生物の生育・生息の実態を把握し保全します
-----	----------------------

市内の水生生物の調査を行います。

指標名		現状(R2)	目標値(R8)	目標値(R13)	指標の見方
水生生物調査によって確認された水生生物の種類	木曽川	中止 (R1 7種類)	16種類	16種類	確認された水生生物の種類を用いて、水辺環境の保全状況を把握します
	五条川	中止 (R1 7種類)	15種類	15種類	

4.3 取り組み

実施者	取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の生態系の保全などの活動に取り組みます。 ○自然活動と触れ合うイベントや活動に参加します。 ○ビオトープ^{※1}など生物多様性に配慮した事業への関心と理解を深めます。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の生態系の保全などの活動に取り組みます。 ○自然と触れ合うイベントや活動に参加します。 ○生物多様性に配慮した事業活動を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民参加による自然環境の実態を把握する体制を整備します。 ○ビオトープや河川敷等といった自然環境とふれあえる場の整備及び機会を創出します。 ○生物多様性の保全に対して意識啓発を行います。

※1 その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。最近では、人工的につくられた、植物や魚、昆虫が共存する空間を指す。

▼江南市内の希少種

本市主催の生物調査で確認された希少種の一部です。

木曽川沿いの河川敷や公園、緑地を中心に、多種多様な動物・植物が存在しています。

【スジマドジョウ】

ため池やそれにつながる水路、水田地帯の河川に生息する



【トノサマガエル】

水田・池沼・河川などの止水・緩流域に生息する



【オオタカ】

平地から山地の樹林地に生息する



【カワアイサ】

湖沼・河川・海岸等に生息する



【イカルチドリ】

中洲、河原、湖岸、水田などに生息する



第4部 計画の推進に向けて

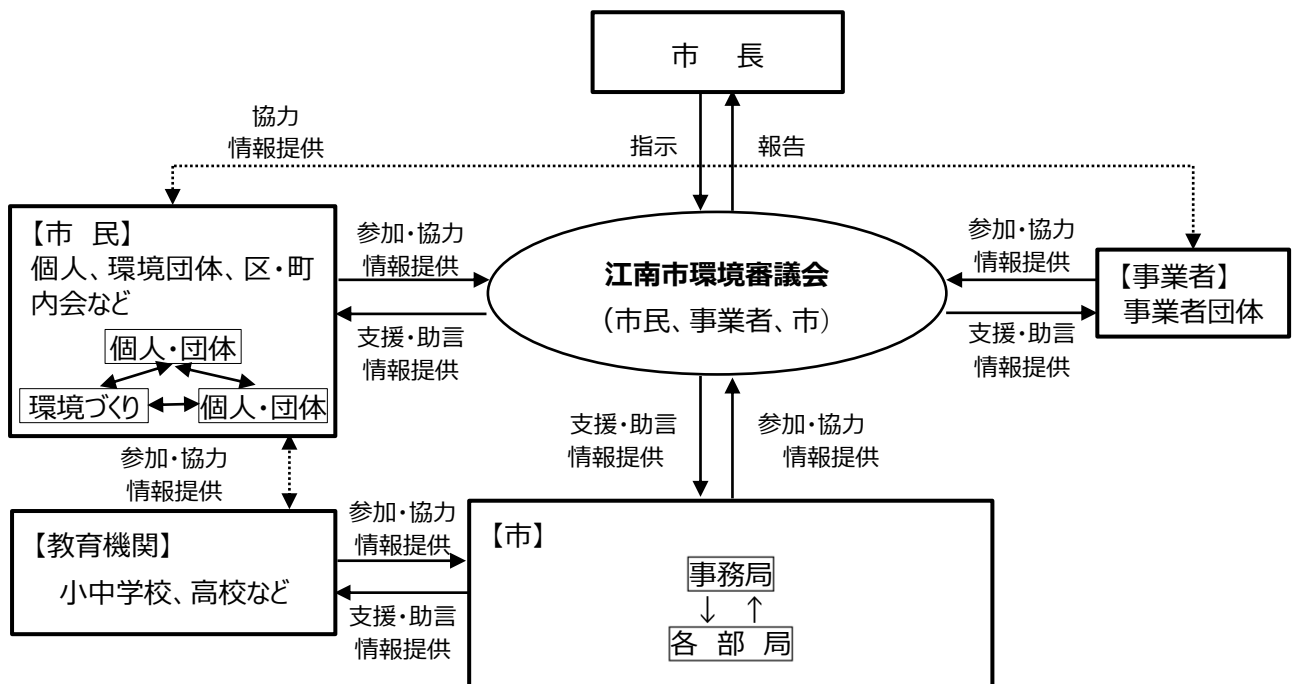
第1章 みんなの体制づくり及び推進体制の強化

第1節 推進体制

平成23年度に制定された江南市市民自治によるまちづくり基本条例において、市民、事業者は交流しながら相互に助け合うとともに、地域課題の解決などに向けて協力し、行動するよう努めることが求められています。

本計画に基づき、市民、事業者、市が協働で環境に関する取り組みを推進します。また、市は庁内各部局が連携して取り組みを進めます。

市民、事業者、市で構成する江南市環境審議会に、計画に関する情報が集約されます。審議会では、指標をもとに進捗状況を把握し、必要に応じて助言を加え、個人や団体のつながりを深めながら環境課題の解決に向けて新たな取り組みを実施できるよう行動します。



第2節 江南市環境審議会

江南市環境基本条例に基づき設置された江南市環境審議会では、必要に応じて本計画の変更、環境に関する基本的事項や施策などについて、公正かつ専門的な立場から審議します。

第3節 重点的取り組みの推進

望ましい環境像の実現に向けて掲げた4つの環境目標のそれぞれについて、先導的役割を果たす取り組みを重点的取り組みとして定め、市民、事業者、市の連携のもと、その推進を優先的に図ります。

重点的取り組みの推進にあたっては、庁内各部局間の意見調整、周辺自治体との協調、市民、事業者との連携により効果的に施策を進めます。

環境目標	重点的取り組み
I 地域の環境づくりにみんなで取り組むまちを目指して	エコ人材の発掘・連携
II ごみを減量し資源の循環利用に取り組むまちを目指して	ごみ減量「57運動」 ^{コウナン} の推進
III 青い地球を次の世代につなぐまちを目指して	地球温暖化対策の推進
IV さわやかな空気と水と緑のあふれる暮らしやすいまちを目指して	生活マナーの向上

1. エコ人材の発掘・連携

市民、事業者の自主的な取り組みを支援するにあたり、現段階で活躍している人・団体の先導的な活動を支援し、その風潮を全市に広げることが大切です。市民にとって身近な人が活動していることは、参加のハードルを下げる効果があります。

そのためには、環境学習アドバイザー養成講座などで専門家を発掘すると同時に、環境イベントを開催するなど、各自が参加しやすい仕組みを作る必要があります。そして、市内における環境保全活動をやすくするため、エコ人材が相互に高め合う仕組みを構築します。

●こうなんエコチャレンジ推進協議会における連携

江南市環境学習アドバイザー及び環境登録団体（NPO・ボランティアガイド登録団体）、愛知県地球温暖化防止活動推進員などのエコ人材が集まる協議会であり、それぞれが行っている環境保全活動の情報交換を行っています。

また、この協議会では各自の活動の垣根を越え、環境保全活動の発表やイベントを開催するなど、エコ人材の連携を進めます。

2. ごみ減量57運動^{コウナン}の推進

ごみ減量を目的にしたごみ減量「57運動」^{コウナン}は、平成9年度に始まり、25年近く継続しており、その成果がはっきりとごみの排出量に現れています。ごみ排出量の削減と、徹底的な資源の分別は、現在どの自治体でも常識になっています。本市では、さらなるごみの減量を図るため、今後も「57運動」^{コウナン}を継続していきます。

●現状の詳細な情報の伝達

運動開始から25年近く経過した今、市民のごみ減量に向けたモチベーションを維持するため、広報等によるごみの分け方とその目的については、結果も含めてこれからも詳しく紹介していきます。また、ごみ排出量や処理費用の報告を続けるほか、ごみ減量、資源の再利用などのアイデアを広めます。

なお、必要に応じて分別品目や収集体制を見直し、効率のよい資源回収に努めます。

3. 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策として、市民団体や愛知県地球温暖化防止活動推進員^{※1}などと協力して啓発活動を行っています。その中で、市民、事業者の一人ひとりが、日常のエネルギー使用に関して見直しを行うとともに、その効果について身近な人に紹介するなどして、脱炭素社会の実現に向けて一人ひとりの関心が高まり、それぞれに自主的な取り組みが普及するよう努めています。

●脱炭素社会の実現に向けて

温暖化対策については、脱炭素社会の実現に向けて、より一層温暖化対策を進める必要があります。

そこで、エコシティ江南行動計画に基づき、ごみの減量・分別を推進し、焼却処分されるごみを減らすことで資源の循環利用を推進するとともに、ごみの処理にかかる経費を削減し、その経費で市民へのEV・PHV購入や事業所への充電設備購入の補助などを行い、EV・PHVの普及促進に努め、二酸化炭素排出量の削減につなげます。

また、市の業務においても、二酸化炭素排出量を見える化し、職員一人ひとりが意識をもち二酸化炭素排出量の削減を率先して行うとともに、公共施設の新設や改修工事を行うときには、ZEBや再生可能エネルギー設備導入などの再エネ率を考慮した施設建設の検討を行います。

これらによって、市民・事業者・市が連携し、ゼロカーボンシティを目指します。

4. 生活マナーの向上

市に寄せられる苦情の大半を占める屋外燃焼行為（いわゆる野焼き）、雑草除去、ごみの不法投棄などの都市・生活型公害をなくすため、生活マナーの向上が求められています。現在、広報、市ホームページ、区・町内会への回覧などによって呼び掛けを行っていますが、今後も苦情に対応するだけでなく、苦情の発生を未然に防ぐ啓発活動を強化します。

●区・町内会や関係市民団体などと協力して地域全体で啓発

生活に関する苦情については、実態把握とともに必要な啓発や指導などを行ってきましたが、今後も市民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図り、環境に配慮した行動を促すなどして、生活に関する苦情の発生の防止に取り組んでいく必要があります。

また、市が主体となって違反行為を取り締まるのではなく、地域全体が一体となって、地域ぐるみで快適な環境づくりへの取り組みを進めることが大切です。

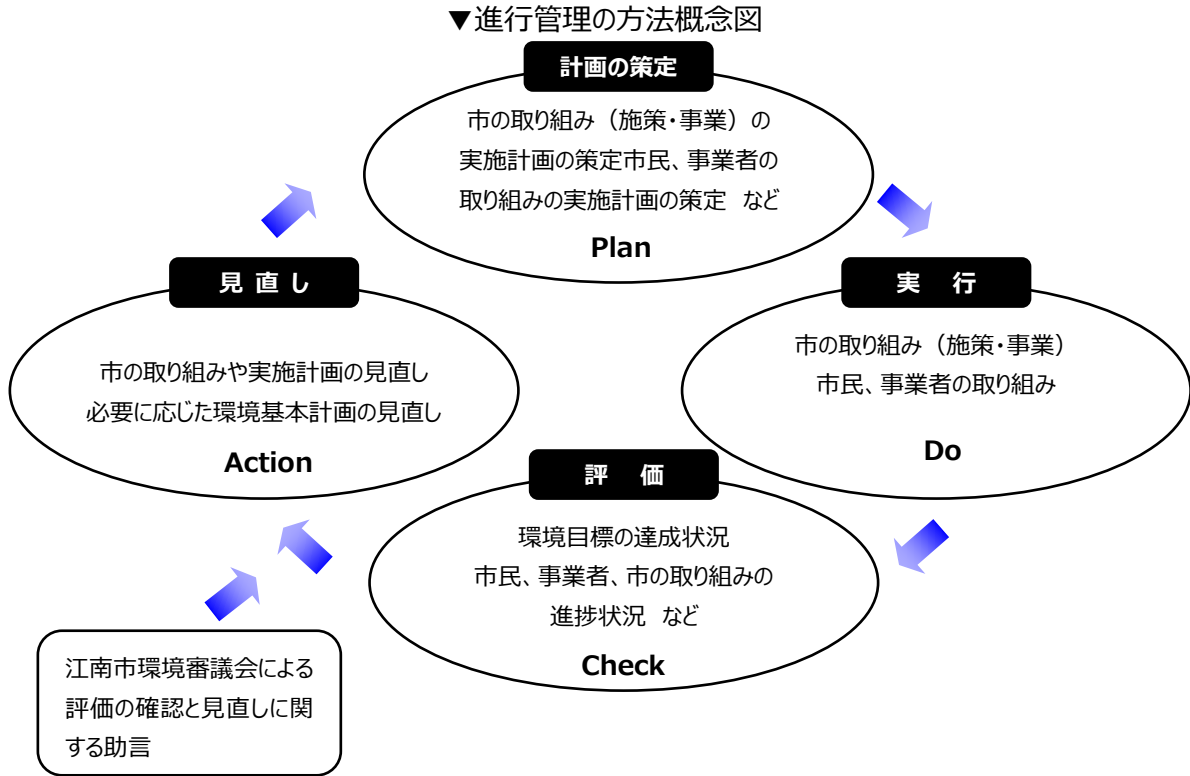
今後も、快適な生活環境づくりに向けて市民意識の高揚を図るとともに、みんなで快適な生活環境をつくるため、市民の主体的な活動を促進していきます。

※1 地域における温暖化防止に関する知識の普及や対策の推進を図るため、地球温暖化防止に熱意と識見を有する者として、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき知事が委嘱した専門的人材のこと。

第2章 進行管理の手法

第1節 PDCAサイクル

本計画は、環境マネジメントシステムの考え方（PDCAサイクル）を基本とした計画の進行管理を行います。

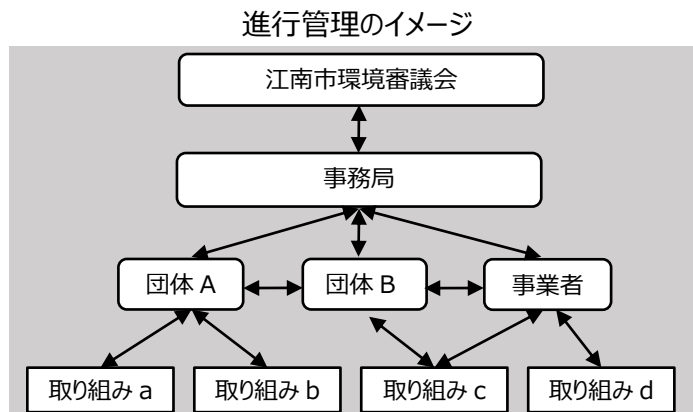


上記の進行管理においては、江南市環境審議会が重要な働きをします。

審議会は、市民、事業者、市が協力する場として計画推進に重要な役割を持っています。本計画の個々の取り組みを進めるにあたり、それぞれの立場を代表し、計画全体の進捗状況の現状から、事務局に適宜助言する役割があります。

現在、審議会では計画の進捗状況について毎年報告をするとともに、具体的な事業についても審議をしております。引き続き、審議会からの助言を具体的な取り組みに反映することにより、本計画の推進を図ります。

また、市の事業を行うにあたって市民団体などとの協力は不可欠であり、その意見や情報を調整する必要があります。個々の取り組みは、市だけ、団体などで個別に行うものではなく、それぞれが協力して得意な部分を生かしながら実施する必要があります。



第2節 評価方法

市民、事業者、市が行う具体的な取り組みについては、指標及び目標値を公表し、その達成状況を審議会により評価します。

評価の結果または社会情勢の変化などにより、必要に応じて個々の取り組みの見直しや5年後の計画の見直しを検討します。

▼評価の例（令和2年度の環境の現状に対して）

指標名	現状(R2)	中間目標 (R8)	目標値(R13)	指標の見方
ごみ 排出量	家庭系可燃ごみ 394g/人・日	家庭系可燃ごみ 379g/人・日	家庭系可燃ごみ 379g/人・日	市民・事業者が4Rに取り 組むことによる、ごみの 排出量の削減状況を示 します
	事業系可燃ごみ 6.2t/年・事業所	事業系可燃ごみ 6.1t/年・事業所	事業系可燃ごみ 6.0t/年・事業所	

【評価】

家庭系可燃ごみ・事業系可燃ごみ排出量は前年比で下回っており、ごみ減量に関する啓発活動の結果、一定の成果が得られている。今後も食品ロス対策等、さまざまなごみ減量の啓発活動を推進し、独身世帯や若い世帯を含めた市民や事業者に対する情報提供を行い、ごみの排出抑制に努められたい。また、世界的な問題となっているプラスチックごみについては取り組みを強化されたい。（令和元年度）

